
平成20年5回玖珠町議会定例会会議録(第3号)

平成20年12月9日(火)

1. 議事日程第3号

平成20年12月9日(火) 午前10時開議

第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(16名)

1 番	尾 方 嗣 男	2 番	工 藤 重 信
3 番	河 野 博 文	4 番	菅 原 一
5 番	佐 藤 左 俊	6 番	柳井田 英 徳
7 番	松 本 義 臣	8 番	清 藤 一 憲
9 番	江 藤 徳 美	10 番	宿 利 俊 行
11 番	秦 時 雄	12 番	高 田 修 治
13 番	藤 本 勝 美	14 番	日 隈 久美男
15 番	後 藤 勲	16 番	片 山 博 雅

欠席議員(なし)

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長 芝 原 哲 夫

議事係 長 穴 井 陸 明

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	後 藤 威 彦	総 務 課 長 兼自治振興室長	松 山 照 夫
企画財政課長	帆 足 博 充	税 務 課 長	帆 足 一 大
福祉保健課長	日 隈 桂 子	住 民 課 長	河 島 広太郎
建 設 課 長 兼 公園整備室長	梶 原 政 純	農 林 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	麻 生 長三郎
商工観光課長	坪 井 万 里	水 道 課 長	佐 藤 健 一
会計管理者兼 会 計 課 長	大 蔵 喜久男	人権同和啓発 センター所長	吉 野 多紀江
学校教育課長	宿 利 博 実	社会教育課長 兼中央公民館長	小 川 敬 文
社会教育課参事	森 高 三	わらべの館館長	中 川 英 則
行 政 係 長	山 本 恵一郎		

午前10時00分開議

○議 長（片山博雅君） おはようございます。

開会に先立ちまして、傍聴される皆さんにお願いします。

会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明言動は固く禁じられております。

なお、会議の傍聴規則第7条並びに第9条の規定により、写真撮影やカセットテープの使用、携帯電話の持込みは禁止されていますので、ご協力願います。

ただ今の出席議員は16名であります。

会議の定足数に達しております。直ちに本会議を再開し、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議 長（片山博雅君） 日程第1、これより一般質問を行います。

質問者は、一般質問表の順序によりこれを許します。

今定例会の質問者は6名です。

よって、本日9日と明日10日の2日間で行います。

会議の進行にご協力願います。

最初の質問者は、1番尾方嗣男君。

○1 番（尾方嗣男君） おはようございます。議席番号1番尾方嗣男でございます。

平成20年第5回定例会におきまして、一般質問の機会を与えていただいたことを感謝申し上げます。

まずは、後藤町長就任おめでとうございます。玖珠町町議会議員の一人としてお慶びを申し上げる次第でございます。

新町長になりまして初めての一般質問でございます。いささか緊張しております。その辺はお汲み取りご配慮願いたいと思います。

通告に従いまして、一問一答方式で質問をさせていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いをいたします。

鳥獣被害というのを議題に上げておりますが、私が農業委員をしておりますときからのもう6年か7年ぐらいなと思います。この問題をずっと取り上げております。県にも町にも、事あるたびにお願いがあがっておるんですけど、なかなか進展をみることが未だありません。過疎地というか小集落という地域には大変鳥獣の被害が多く、皆さんは苦慮しておるところでございます。高齢者になりますとなかなか自由に買物にも行けない、車の便が悪いということで、少しでも生活の足しにと野菜や果物いろんなものを作るのでございますけど、猪、鹿、カラス、スズメ、サルいろんな被害に遭って、殆どとれないという実態もでございます。今年なんかカボチャとかいろんなものを植えたんだけど、何万円がとか植えたんだけど、皆やられてしまったと、これだったらもう買ってきた方が安いんじゃないかと、そういう時代になりますと、農業、農産物というものがだんだんだんだん減ってくると思うんです。そこにはやっぱり行政がしっかりした手助けをしないとやっていけないんじゃないかなろうかと思ってるところでございます。

そこでお聞きしたいんですけど、我が町では年間どれぐらいの捕獲頭数をやってるのか、まずその辺をお聞きしたいと思います。

○議長（片山博雅君） 麻生農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（麻生長三郎君） お答えをいたします。

尾方議員におかれましては、昨年の9月の一般質問にも鳥獣被害の件についてご質問がございました。

頭数はどのくらい獲れているのかという問であります。玖珠町において、鳥獣に対する捕獲は狩猟期の部分と有害鳥獣の期間がございまして、狩猟期におきましては、議員ご存知のとおり11月より3月まで、で、有害鳥獣につきましては4月から10月までということになっております。平成19年度におきましては、猪54頭（そのうち箱罟30頭）、鹿26頭（すべて銃器）の実績であります。これにつきましては、有害鳥獣で許可した分でございます。

平成20年度ですけど、猪94頭（うち罟72頭）、鹿28頭（すべて銃器）の捕獲報告が上がっております。

以上です。

○議長（片山博雅君） 1番尾方嗣男君。

○1番（尾方嗣男君） 県の方の調査表によりますと、平成15年から19年度までの調査表が出てるん

ですけど、猪、鹿というのがそんなに目減りをしてないんですよね。横ばい状態、多少年度によって上がり下がりはあるんですけど、有害で金額とか頭数とかは載ってるんですけど、事務局の方もその辺は把握と思うんですけど、有害駆除に対してですね、狩猟、鉄砲を持った方と罾を持った方と狩猟免許を持ってるんですけど、有害駆除班になれるというのはですね、両方持っていないとなれないんですよね。だけど3年前に、確か3年前だと思うんですけど、県の方が緩和をして、猪や鹿の被害が大きいということで、罾の免許を少し緩和をして、一時期たくさん免許取得者が多かったと思うんですけど、罾の免許を取ってもですね、自分の畑や田んぼが荒らされていても、駆除員じゃないから捕ることができないんですよね。捕れば完全に違反でございますから。その辺をですね、私としては、狩猟免許を持ってる方であれば、全員が駆除というんですかね、そういうものを町独自で、町独自で出してもいいんじゃないかなと思うんです。

駆除をやりますと、鹿1匹に対しては確か8,000円、猪に対しては6,000円の補助が出ると思うんですけど。さっき言われたように、駆除ではシカが28頭でしたかね、猪が72頭ですか、それぐらいの頭数では目減りはしないと思うんですよ。困ってる方というのはやっぱり本当に困ってるんですから。ハンターの方をお願いして、今出てるから来てくださいといっても、すぐ隣りにおるわけじゃないですから、車で来たり、連絡が取れたりするともういない。すると民家があったり日没であれば、まず撃てない。そういうもういたちごっこなんですよ。

だから、県の方もその辺、罾の方を緩和したのであれば、被害者を守るべきではなかならうか。そのための罾の緩和でございますから、その辺がどうしてもうまくギクシャクしていかないんですよね。その辺はなぜなんでしょうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（片山博雅君） 麻生農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（麻生長三郎君） 議員申されます罾の捕獲について、狩猟期以外、駆除捕獲でできないかという問でございますが、昨年も同じ問だったと思います。

この件につきまして、大分県はどうなっているのかという部分の、昨年から今年にかけて調査をして、昨年の議会の中にも報告をいたしました。いろいろ各市町村、合併する前の部分と合併してからの市町村でそれぞれ、許可をしている市町村、許可をしていない町村ございます。玖珠郡におきましては、集団的な捕獲ということで、罾だけの捕獲について、箱罾以外の罾については許可をしていないという現状でございます。

この件につきまして、今年の、あと出ますが、9月に猟友会と話をいたしました。今後はこの部分についても何らかの緩和をすべきではないかという意見は出ました。まだ統一的な見解が出ておりませんので、この部分につきましては、まだ更なる検討の余地があろうかというふうに考えております。

以上であります。

○議長（片山博雅君） 1番尾方嗣男君。

○1番（尾方嗣男君） 新聞等で載っておりましたから、その辺は把握してるんですけど、早急にやるべきではなかならうかと思うんです。それは是非、県がだめであればやっぱり町村各自のものという

ものが必要ではなかろうかと、そういうふうに通っている次第であります。

それからですね、折角捕獲するのであれば、加工施設というかそういうものも視野に入れてやっていただけるとありがたいな、日田市はもう立ち上げてるんですかね。日田市の方へお話しをしたんですけど、日田市の方が年間1,300頭ぐらい捕るので、各市町村単位で作るのが県の方も望ましいのではなかろうか。大体捕獲してから1時間以内ぐらいで捕獲した物を持ち込めるような態勢でないとダメなようなこと書きがあったように思うんです。日田の方の知り合いの方に電話してみたんですけど、いや、それはだめだと、とてもうちで手一杯だから入れないと。それをやるには解体免許というんですかね、動物を解体して加工して骨まで全部処分するんでございますから、処分施設も造らなきゃいかないので、それにはやっぱり解体免許というのが必要であるから、来年の2月ぐらいに解体免許か何か、それに等しいような実施があるのではなかろうかというようなことをちょっと県の方から聞いたんですけど、その辺もちょっと勉強して、猟友会が代表で取るのか、町の職員が取るのか、その辺は猟友会の方になると思うんですけど、そして加工施設なりを造って、ブランド化、販売、インターネットにも出してみると、なかなか鍋セットとかいろんなセットで販売されてるものもあります。

先般、県の農業祭の方へ行きました、畜産品評会でございましたけど、農業祭の方ちょっと顔出したんですけど、杵築の方が鹿肉を腸詰ですかね、ハンバーグと腸詰だったか販売されておられるので、よく販売できますねと言ったら、なんか湯布院の方の業者の方、名前は控えておきますけど、皆さんご存じの方はご存知と思うんですけど、が依頼を受けてやってるから、県の方もそこに2名ほど立っておりまして、何かクレームがついたときには対応という形であって、杵築の方も被害が多いので大々的にやっていきたいということでございます。

だから、玖珠町だけじゃなくて、玖珠郡であるから九重町も一緒に参加をして、どこか施設、そういうのを造って、加工場を造ってやっていくといいんじゃないかなと思うんですけど、その辺はどういうふうな考えでしょうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（片山博雅君） 麻生農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（麻生長三郎君） 尾方議員の質問でございますが、猪、鹿等を捕った部分について、加工処理施設を造ったらどうかという問でございましょう。

玖珠町としては、現在、処理加工施設の建設は現在のところはまだ考えておりません。

以上であります。

○議長（片山博雅君） 1番尾方嗣男君。

○1番（尾方嗣男君） 考えていないのはそれはいいんですけど、いないじゃなくて、前向きに検討させていけるとありがたいという答弁をいただくと大変嬉しく思ったんでありますけど、その辺はいろんなあれがあらうと思うんですけど、県の調査によると、やはり被害額というのは横ばいなんですよ。15年がピークで農業だけではやっぱり2億2,000万ぐらい出てるんですね。19年度になりますと1億2,000万ぐらいに減っている。林業にはやっぱり1億ちょっとぐらいか7,000万8,000万ぐらいです。6月だったですかね、のときに鹿に、林業に対する防護というか、はできないのかとい

うことで、林業の方に対しては、非常に皮を剥ぐから植えたころには、新植したときには小さいからその新芽を食べてしまう。食べてしまうともう枝芽で何もならない。成木にならない。そすと、鹿ネットというのが大体1反分ぐらいは150メートルぐらいなんですよ、そすと大体100メートルのセットで2万円ぐらい、網だけで2万円ぐらい、それに杭にロープにいろんなものがあると3〜4万ぐらいかかるので、町もかなりの委託を森林組合に委託して改植して新植してるんですけど、殆ど新芽をやられてるんですよ。だからその辺は県の補助なり、県のやる、林業公社がやる場合は全部殆ど網を張ってるんですよ、鹿ネットの網を。で、町もその辺は折角みるのであれば、植えて皆無になるよりも、なんかその辺はちゃんと補助なり申請なりをされればできるんじゃないかなろうかと思うんですけど、その辺は林業に対するその策というのはどういうふうにお考えになっておるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（片山博雅君） 麻生農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（麻生長三郎君） 議員ご質問の内容であります、町として鳥獣対策に対してどういう考えを持っているのかという部分であろうかと思えます。

今年までといいますか、過去の年度から今年までは、鳥獣害対策に関しましては、電気牧柵、それから集落を囲む網の対策という措置をとってまいりました。

林業部分につきましては、被害の申し出がございましたけど、範囲とかそういう部分に関してはまだ調査が進んでいない状況でございます。今後どのようにするのかという部分であろうと思えます。

近年、野生の鳥獣の棲息部分の拡大、それから農山村の農林業に対する従事者の高齢化の現象によって、守る人の減少、後継者の減少という部分が多々あるかというふうに思っております。それに対して、昨年一昨年より全国の市町村会、それから各県の議員さん、各行政の市町村より国の方において要望書などを出してまいりました。

昨年の9月でございますが、今議会におきましても意見書の提出ということで、各大臣宛に意見書を提出をいたしました。それによってというわけではございませんが、国としても全国的に鳥獣被害の対策を取ろうということで、昨年の12月に「鳥獣による農林水産業に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」というものが制定をされたわけであります。で、この施行ですが、今年の2月からということで、この法律につきましては特別措置法で5年間という法律でございますが、当面5年間でこの鳥獣対策の被害に取り組もうという法律で、更なる被害が続けば法律の延長があり得るという法律でございます。

この法律の中身なんですけど、各市町村が鳥獣被害対策計画というものを作成して、協議会を立ち上げた市町村の協議会に対して、国が直接補助を行うという事業の法律でございます。

この法律を受けまして、我が町におきましても「玖珠町鳥獣被害防止計画」という部分につきまして、6月に作成を行いました。

更に、今まで鳥獣被害の防止対策として捕獲委託をしてきた猟友会との協議を9月にもっております。それを受けまして、先月11月でございますけど、被害対策協議会という部分を立ち上げたところ

でございます。

この協議会につきましては、8組織という部分で立ち上げております。猟友会、玖珠九重農協、農業共済組合、玖珠郡森林組合、自治委員協議会（各4地区の代表でありますけど）、それから西部振興局、大分県鳥獣保護委員、事務局として玖珠町農林課が受け持つということで、8組織で対策協議会を立ち上げたところです。この対策協議会の中で各部門の意見を聞きながら、また、情報提供を受けながら、計画を立てていこうということを現在執り行っております。

更なる部分につきましては、里山部分、里山対策などの鳥獣対策も総合的にこの協議会の中で検討をしてまいりたいというふうに考えております。

この鳥獣被害防止計画の内容でございますが、ソフト面とハード面がございまして、今年は初年度、20年度は初年度ということで、ソフト面の計画書のみになっております。このソフト面という部分につきましては、個体数の調査・調整、被害防除、棲息環境管理の取り組みということで、本年度は箱ワナの普及促進を取り組んでいきたいということを立てております。21年度以降につきましては、この協議会の中で意見を聞き、検討協議をして計画を立てて実行していきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（片山博雅君） 1番尾方嗣男君。

○1番（尾方嗣男君） 大変ありがたいことでございます。

先般、農業委員会の方でも、国の方からかなりの補助金が出てやるのではなかろうかということを持ちましてお聞きしたんですけど、今、農林課長が言われましたように、箱罾、箱罾というのはもう我が町ではもう随分前からたくさん作ってると思うんですけど、その箱罾がどういうふうな使われ方をしてるのかというのが全く目に見えてないんですよ。作るのはたくさん作ってると思うんです。だけど、私も狩猟免許持ってますけど、全部自分で買った物でございます。貸してはもらえない。くずれるんじゃないかと何とかということで。それではね、意味がないんですよ。だから小集落ね、いろんなところで困っておれば、その集落単位で貸してあげればいいんですよ。町の補助金、国の補助金で作ったものでございますからね、猟友会のものじゃないと思うんですよ。危険性はないと思うんですよ。そうすると捕獲したものは猟友会の方がね、処理・処分していただければ結構なことでございますから、その辺はやっぱり何回も言うように、町独自で考えてやっていかないと、鳥獣被害というのはなくなるんじゃないかなろうかと思っております。

12月の2日の新聞に「県の応援隊結成」というね、農業に対する見出しがあったんですけど、その中でも、回答の中で一番多いのが52.6%、まあ重複回答でございますけど、鳥獣被害というのが非常に多いですよ。その辺はやっぱり少しね、考えていただいて、箱罾で、私がくくり罾の、本当はね、くくり罾をやる方が捕れるんです、24時間でございますから、夜行性でございますから。だけどやっぱり危険性もある、いろんなことがあって駆除を出さないと思うんです。猟期期間中はそれは出ておりますけど、駆除ではくくり罾というのは出ておりません。それをやる方が非常に捕獲できると思

うんですけど、あまりにも捕ってしまうとですね、やっぱり被害者は、もう不必要なものであるんですけど、やっぱり動物愛護団体というものがあ程度の棲息数でないといけないというようなことでもありますので、その辺は少し緩和をしていただいて、箱毘のね、自治区に貸付、小集落に貸付ということも頭の中に置いていただければありがたいなと思っております。

次に、地震に対しての対策について、お伺いいたします。

我が町における地震対策というものは、ここ何年間か、町職員の方、民間の方が地震対策の訓練をされたとか、したとかいう話を聞いてないんですけど、これは規約の中に、年に1回とか何年に1回とかはしなさいという項目があると思うんですけど、その辺はどうでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（片山博雅君） 松山総務課長。

○総務課長兼自治振興室長（松山照夫君） お答えします。

この地震対策については、発生後の対策、避難、こういうものについては玖珠町の地域防災計画というのがあります。これに基づいて規定があつて、たとえば震度4を超えた場合には連絡室、震度5弱では警戒本部、あるいは5を超えますと対策本部というものを設置するというふうになって、本部体制、対応が定められておるわけであります。

そしてまた、災害のいわゆる防災訓練、これはですね、2年に一度ということで、玖珠郡の中、即ち九重町と玖珠町2町によって、2年おきに川原で今現在行っているというのが現状であります。

○議長（片山博雅君） 1番尾方嗣男君。

○1番（尾方嗣男君） ここ数年来、日本と諸外国、地震というのが大変頻発しております。阪神・淡路大震災のマグニチュード7か8ぐらいの我が町に地震が起きたときはどうなるのか、そのデータを取ってみたんですけど、そういう想定の手データはないんですけど、昭和50年の大分県中部地震でつかね、このときは死者が22名、家屋が150家屋ぐらい倒壊、半壊がまたそれぐらいあったというふうに聞いておるんですけど、職員は勿論そういう面は把握して思うんですけど、町民の方、住民の方というのは、防災無線がありますから、その辺で「地震です」とかテレビとかいろんなもんで出ると思うんですけど、やはり避難場所というのは、私八幡でありますから、八幡はサンホールでございますけど、やっぱり一番安全なのは学校のグラウンドではなかろうかと思うんですが、雨が降ればそういうこともいかないんですけど、やっぱり地震で一番安全なのはやっぱり広場のグラウンドというのが一番安全です。だけど冬、いつくるかわからないものを夏であれば少しはいいかも知れませんが、第2避難場所はここですよとか、第1は自治会館でございますけど、自治会館こうなったときには、すぐさまテントとか何とか張ってですね、一番安全な学校がいいのではなかろうかと私は思っておるんですけど、町職員及び児童生徒に対する地震に対しての教育というのは各学校でされているのでしょうか。ちょっとその辺をお聞きしたいと思います。

○議長（片山博雅君） 宿利学校教育課長。

○学校教育課長（宿利博実君） 質問にはないんですが、お答えをしたいと思います、次の秦議員か

らも、子どもたちの防災教育についてという質問が出ております。これと重なる回答になるかと思いますが、お答えをしたいと思います。

現在、学校においては町立学校管理規則の第25条、それから消防法施行令第3条、第4条によりまして、学校においては消防防災計画を策定しております。その計画に基づいて机上での訓練、または実施、学校での防災訓練を実施しているところであります。

以上です。

○議長（片山博雅君） 1 番尾方嗣男君。

○1 番（尾方嗣男君） ありがとうございます。

地震が発生した場合は、町職員というのは各課で振り分け的な指導というか、職員が果たすべき役割というか、そういうのは分担化というのは明確に各課に決めておるのでしょうか。でないと、皆さんパニック状態になる、やっぱり職員、消防署、警察、そういう方が先頭に立ってやっていかないと、一般の方も勿論それは各地区によってやると思うんですけど、何ととってもやっぱり町職員、警察、消防署が先頭に立つと思うんですけど、そのときの分担役割、どういう指導、そういうマニュアルとかあって教育はされておるのでしょうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（片山博雅君） 松山総務課長。

○総務課長兼自治振興室長（松山照夫君） 地震を含めて一般的な災害対策本部を設置するレベルになりますと、全職員を招集するようになっております。その中で、たとえば農林部とか総務部、それから文教部というふうな形、あるいは地域対策班みたいな形で、5つの対策部を設置をしていきます。そしてその中で勿論仕事の分担等は分担するようになっております。その途中でもう既に消防団の出動等がありまして、連絡体制をとるようになっております。

○議長（片山博雅君） 1 番尾方嗣男君。

○1 番（尾方嗣男君） ありがとうございます。

なぜこういう質問をするかという、全国調査で大分県がワースト2なんですよ。地震災害が起きて、そのワースト2というのが、1 番は長野県なんでございます。各小集落というのが、長野県は1,320集落あるそうです。大分県は950集落、最も多いのが日田市の方が多いんですけどね、その中で。そうするとですね、平成3年に台風がございまして、風倒木が倒れて道路が崩壊、だから孤立する箇所というのが非常に多いから、その辺をぴしゃっとしたものをしていかないと、無線があっても行けない、現地まで行けない、そういう対策を各自治区のリーダーあたりにですね、教育とか指導とかしていくのがいいのではなからうかと思っているんですよ。

昭和50年の大分中部地震が起きてもう35年ぐらい経つんですかね、3年か35年ぐらい経つと思うんですけど、大体30年から40年周期で地震というのは発生するそうでございます。データーの中で、別府、玖珠の断層というんですかね、これが起きる可能性というのが2%から3%というデーターが出てるんですけど、ほかのところのデーター見ておりますともう0%なんですよ。だからその辺でぴしゃっとしたものをやっていかないと、いざ起きたときに、頭の中に少し入れておると行動という

ものはできるんでございます。全然頭の中に入っていないとなかなか行動というのはできないで、この別府一万年山断層というのがですね、別府市から玖珠郡、玖珠町南東部に至るマグニチュード6、7程度の地震が予測される、パーセンテージは2%から4%であると、これは大分大学の先生たちが研究データーをずっと取ったデーターをいただいたんですけど、別府一万年山断層帯に多くの活断層が分布しています。先に述べた活断層が動くとは仮定し、一般に用いられている式では、計算するとマグニチュード7.2程度の地震が発生することが考えられます。その際に、やっぱ大分県というのは地形や地盤の特殊性からみて、地震の揺れのみでなく、軟弱な地盤の影響から海岸地帯の水没、津波、山火事、崩壊といった現象が発する可能性が大であるということでありますから、過疎地は本当に高齢者ばかり、ばかりと言ったらこれは失礼な言葉ですけど、高齢者が多くてなかなか避難も容易でない、だからうちあたりの自治区も、やっぱり本当にした立派な自治会館はございません。分校を仮の自治会館として使用させていただいておりますけど、電気が止まる、都市ガスでありませんからプロパンでございますから、ガスがなくなればもう何もすることができない。田舎の方でございますから、鍋、釜がございますから、食べる物はございますから、薪を取ってきてすれば何とかかなと思うんでございますけど、玖珠町もちゃんとした事例が、そういう行動マニュアルがあると思うんですから、それを各学校、自治区、例えば消防の集会とかいろいろあったときに、少し皆さんにやって指導とかそういうのをさせていただくとありがたいと思うんですが。

先般、島原市の方ではですね、雲仙普賢岳というのが大爆発しまして大変でしたので、防災無線は付いてるんですけど、防災ラジオというものをですね、各家庭に配ったそうです。発光ダイオードが付いて、強制的にまあそれはもう防災無線と一緒にですから、お年寄り、手足の不自由な方、そういう方に配布をして、夜光が付いてますから、夜でもどこでもそれが今度ライトも点くように光を、別にラジオが付いてるそうですから、ちゃんとしたものになってる。そういうものを地震グッズというんですかね、町独自に全家庭じゃなくて、身障者そういう方々に、年寄り、高齢者の方には配布するのいいんではなかろうかと思っております。

大変ありがとうございます。これで一般質問を終わります。

○議長（片山博雅君） 1番尾方嗣男議員の質問を終わります。

次の質問者は、11番秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） おはようございます。議席番号11番秦 時雄でございます。

通告に従いまして、大きく4点ほど質問を行ってまいりたいと思います。

今、話題の定額給付金についての町長の所見を伺うということでございます。

今日の新聞を見ますと、横浜市、横浜市ですね、人口が365万だそうであります。その中でその定額給付金ですね、どのくらい横浜市に給付されるのかということで、市の試算では500億円ということで載っております。ああ、すごい額だな、これだけの額が給付されるということで、非常にこれは消費に回ればその景気の刺激効果も大きいんじゃないかと思っております。

そこで、今回のこの定額給付金につきましてのですね、質問をさせていただきますけども、まず初

めに、今回のこの給付金に至る経過の中で、今回、大きなアメリカの金融危機がありました。そして世界的な景気の悪化を引き起こしておりますし、これほどまで対岸の火、火災と思っていたこういった事柄がですね、直接もろに日本に及ぼし、そしてまた、現実には私たちの身の回りの中にそういうことが起こっているし、私の知り合いの中、知り合いの人の中にも、派遣社員で大分の方で大手の企業に派遣社員として就職してる方がですね、12月の10何日、その雇用が中止という宣告された。そういうことをいわれましてね、非常にこういった金融危機がですね、もう直接もろに私たちの生活の中に来てんだなあ、その深刻さを改めて私は感じておるのであります。

現在のその景気の悪化は、その収入がですね、非常に伸んでない。そして伸んでないのに物価が上がった。今やっと原油も下がり始めて、50ドルを、3分の1、一番1バレル147ドル超したことがあるそうであります、4月後ぐらいですね。それに今3分の1以下になって、やっとガソリンも安くなって、日曜日に大分へ行きましたら112円ぐらいのところがありましたし、安いなあと思ひましてね、そういうふうには世界経済にですね、翻弄されるのかなと改めて感じるわけでございます。

今回、厚生労働省がですね、本年の11月の初めに発表しましたその非正規社員の占める割合というのが37.8%ということでありまして。非常に非正規社員が日本の労働力の中にそういう割合を占めているのかと、改めて知ったわけでございますけれども、その中でワーキングプアといわれるいわゆる低所得層が増えているわけでございます。このような事態を受け、私公明党はですね、景気悪化の影響を強く受ける低所得者、所得層への恩恵が手厚くなる定額減税ということを実施を主張してきたわけでございます。定額減税のですね。その結果、新たな経済対策の中に定額給付金という形で変わったわけでございますし、この定額減税は非課税、課税のされる方は非常にこれが恩恵を受けるわけでございますけれども、非課税の方はこの恩恵が受けられなかったわけでございますけれども、今回のこの給付金という形にしまして、一律全国民に一定の額を支給するという、大変にありがたいと私は思っております。

これに対してですね、非常に野党、マスコミ、一部の評論家は、定額給付金というのはばらまきと批判をしておりますけれども、ばらまきというのはですね、本来は特定の業界だけに対して支援を行う、不公平を生む政策のことを示すものであります。今回の生活支援が必要な国民全員に恩恵を及ぼすという定額給付金に対しては、批判は、私は的はずれであると思っております。実際、実生活の今回のこの給付金につきましてはですね、例えば年金暮らしの所得の低い高齢者の方、そしてまた、子育てをやっておられるですね、若い親たち、こういう方たちは本当にこの給付金に対して大変に期待をしてるわけでありますし、日本のやっぱり給与が上がらない、物価も上昇したそういう中で、この定額給付金というのはですね、どれほどありがたいか、私も思っていますし、大体の方はですね、これは是非早く支給してもらいたいという声が多いわけであります。

この定額給付金につきましても、まだこれは決まっております。国は来年度の通常国会の、1月から始まる通常国会の冒頭にこの第二次補正予算として提出するというところでありますし、これを通過して、うまくいけば3月の20日頃にこれが決まるということでもあります。そうなりますと、時間も

ありませんし、玖珠町の行政もですね、その対応というのは非常に大変ではないかと思っております。そういう中で、先日、新聞の、これは西日本新聞でありますけども、九州の106の市の首長のアンケート調査が載っておりました。その中で大分県の14市の首長さん、賛成が2、わからないが9、反対が3市であります。3つであります。首長にしたら長が自由に使えるお金がほしい、使えるのがほしいというのは、そう考えるのがですね、そう考えられることが普通かと思っておりますけども、ここはやはり今の現経済下の中で、経済の厳しい中で、やはりこの給付金を順序よく支給されることを私たちは願っております。

そういう中で、それぞれの市長のそのアンケートの中にありましたけれども、玖珠町長、後藤町長は、この給付金についてですね、これはいい、非常に町民のために大変よい、いや、これは町の一般財源で自由に使うお金にしてみたらありがたい、町としてありがたい、そういうふうと考えられているのか。

それともう1つですね、例えばこの給付金は、玖珠町は1万8,000、約200人ぐらいの人口ですね、この玖珠町の全人口にどのくらいぐらいこれが行われると、給付金がですね、町にまあ全体として下りてくるのかと、そこまでわかればここでお示し願いたいと思います。それと町長のその考え、所見を伺いたいと思います。

○議長（片山博雅君） 後藤町長。

○町長（後藤威彦君） お答えします。秦議員にお答えをするわけですが、政府は景気後退下で住民の不安に対処するために1兆円というお金を国民に出すということのようであります。生活支援ということの観点から考えれば、住民にとっては大変ありがたいことだと思っております。当初のそういう趣旨が十分生かされればいいなという思いはしております。

本町としましては、この事業にのっとって住民への給付が、速やかに、的確に、確実に実施するというのを準備をしておるわけであります。特に、今日、本日この定額給付金事業説明会が本庁の方であっております。県の方であっております。その復命を受けて速やかに取り掛かれるように体制づくりはしていきたいと思っております。

それから、私の町長としても考えということのようですが、聞くところによりますと、2兆円をまたどうも各市町村に出す、出さないいろんなお話があるようであります。そちらの方には非常に期待をしております。町財政を少しよくするためには、そういう金が出てくればありがたいなとそういうことであります。

この1兆円についてはそのままの形で受け入れをするということでお答えしておきたいと思います。

以上であります。

○議長（片山博雅君） 松山総務課長。

○総務課長（松山照夫君） 秦議員の後段の給付金の見込み額でありますけども、これは人口が基本になりますから、10月1日付けの毎月流動人口調査というものがありますが、それに基づいて計算したところ、総給付額が約2億7,800万という、約2億7,800万という数字になっております。

○議長（片山博雅君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） この給付金の支給についてはですね、非常に事務的に大変な状況にあらうかと、ありますけれども、ございますけれども、その支給が決まりましたら、スムーズに実施できるかはですね、本当に行政のその努力にかかっていると思います。時が来ましたら万全の体制で行っていただきたいと思っております。よろしくお願いいたしますと思います。

続きまして、中小企業の緊急保証制度でございます。

先ほど申しましたように、非常にこの急激な経営悪化に苦しむ中小零細企業に対して、その円滑な資金を供給を行うための緊急保証制度が本年の10月31日からスタートをしたわけでございますけれども、その2008年度の補正予算の成立に伴いまして、資金繰りに苦しむ中小零細企業の支援策として、これは公明党の強力な推進で実現した制度でございます。

経営環境の悪化等によって、今、中小零細企業が資金調達に大変苦慮をしておりますが、その原因が、急激な株価の下落をはじめとする金融機関の貸し渋りに加えまして、例えばセーフティネットの保証、セーフティネット保証の指定業種外であったり、赤字決算や貸付額に対する20%相当の信用リスクをその銀行が背負わなくてはならないというですね、そういった責任共有制度というのがあるわけです。この制度によってですね、金融機関の貸付が非常に慎重になって、融資が受けられないという状況であったわけです、今までは。

それで、今回の緊急保証制度は政府が100%保証するもので、銀行のリスクはゼロでございます。この新しい制度は、これまで受けた融資とは別枠で、無担保で融資を行うものであります。一般貸付で8,000万円まで無担保と聞いておりますけれども、担保がなくて苦しむ中小零細企業を救済する新しい制度でございます。

残念ながら、この制度はまだまだ周知をされていないのが現状ではないかと思います。この融資を受けられる対象業種は618業種です。つい2、3日前80業種を加えられた、加えて698業種になったと思います。ほとんどの業種がこの対象になりました。例えば玖珠町におきますその一般的な小売店とか飲食店、不動産とか加工業、卸売り業、被服、いろんな雑貨を売っているところ、また、美容・理容のお店、また化粧品とか、そういったほぼ、対象業種はほぼ玖珠町の様々の事業の業種すべてあたるのではないかと思います。勿論それは大手の中小企業ですね、建設業とか大きな企業、中小企業はもとよりでございますけれども、こういう制度を利用するには、この制度の利用する窓口というのですね、玖珠町であるわけでございます。

それで、その玖珠町の商工観光課がその窓口になっております。そこで申請をされて町の認定というのを受けて、そして各市中銀行、玖珠にも銀行がありますので、そこに行って相談させて、そこで貸付が行われるということになっておりますけれども、現在のですね、その担当課窓口の認定、申請数はどのくらいになっているのかということでございます。併せて、口の、中小小規模事業者への速やかな周知徹底というのはですね、これからまだ徹底されてないし、私が知るところでは、まだ知らない方が多いんじゃないかと思いますので、そこら辺はどういうふうに、まず今玖珠の商工観光課の窓

口にそういう申請の手続きされた方、そして認定された数ですね、そしてそういった緊急保証制度のですね、このどういうふうに町として周知徹底をですね、行っているかということに対してちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（片山博雅君） 坪井商工観光課長。

○商工観光課長（坪井万里君） お答えをいたします。

中小企業の景況感、いわゆる景況判断指数でございますが、過去最悪の水準に落ち込みまして、政府が資金繰り支援のために新設をいたしました「原材料価格高騰対応等緊急保証制度」いわゆる緊急保証制度の利用については、発足をして約1ヶ月で約2万7,000件に達したという報道がなされておりました。

内容については、議員もご承知のようでございます。中小企業の方々が資金繰りに不安がないようにと、10月31日にスタートいたしましたこの緊急保証制度、枠を6兆円から20兆円までに拡大をいたしまして、対象業種は全国の小中小規模事業者260万企業をカバーする業種に拡大をしたところでございます。

この申込みの資格要件のうち、最近3ヶ月間の平均売上高又は平均販売数量が前年同期の平均売上高の減少率に関する規定を3%、従来は5%でございましたけれども、これを5%に緩和をし、さらに平均売上総利益率又は平均営業利益率の減少率に関する要件を追加したものでございます。これらの指定業種の拡大や認定要件の緩和によりまして、幅広い業種の中小企業において利用が可能になったところでございます。

議員ご質問の、現在の担当課窓口の認定申請件数ということでございます。窓口は商工観光課が担当しております。昨日までの申請並びに認定件数は16件でございます。

それから、中小企業者への速やかな制度の周知徹底ということでございます。本制度の取り扱い期間が平成20年の10月31日から平成22年3月31日までとなっております。中小企業者につきましては、新聞報道や金融機関等から情報は得ておりますけれども、今月12月15日付けの自治委員文書等で再度周知を図ることにいたしております。

以上でございます。

○議長（片山博雅君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 先ほどの課長から答弁があったように、利益率が前年度同期比の3%以上減少の場合、これも受けられるということになっております。是非大いに無担保、無保証のいい制度でございますので、大いにこれを利用させていただきたいなと思っているわけでございます。

それと、例えばある熊本の銀行はですね、名前は申し上げられませんが、非常に貸し渋りを行っていた銀行があったわけですね。今回のこの無担保、無保証ということで、今まで責任共有制度という保証の部分で、20%もし赤字になった場合ですね、そのリスクを背負わなければならないということで、非常に貸し渋りを行っていた銀行もあります。それで今回のこの新しい制度ですね、銀行員の方が、もう県別にですね、様々な業種に、是非使ってくださいとこういうことで回っているそうで

ございます。この金融機関のですね、この町内のそういった貸し渋りとか、その調査、ハにまいますけれども、金融機関の貸し渋りの調査と信用保証協会による100%の保証の趣旨の徹底、そして二にいきまして、指定業種の認定事務の迅速な対応をやっていただきたいということですね、そして相談体制の強化でございます。

今、自治委員文書の中で、課長がこれを掲載するということを言われていましたけど、もっとも何らかの形で、可能ならですね、こういったすばらしい制度があるんですから、町で受け付けておりますよ、そして町のですね、玄関の入り口に看板でも立ててですね、「こういう制度ありますから受け付けております」ぐらいのですね、やっぱ町がそれくらいぐらい率先してできないもんか。そういうことを含めて、ハの金融機関への貸し渋り、こういうことはなかったか、この100%の保証の、先ほどと重複しますけどね、趣旨の徹底とか、この指定の業種のですね、認定と事務の迅速な対応と、そしてホの相談体制の強化でございます。

これからもっともってですね、私は今16の業種、事業の方が認定申請されたということでもありますけど、これからもっともって増えてくるんじゃないかと思います。それでその相談体制の強化をしてもらいたい。そういうのが十分に図られるのか、そこら辺までちょっと一応お聞きしたいと思います。

○議長（片山博雅君） 坪井商工観光課長。

○商工観光課長（坪井万里君） お答えをいたします。

金融機関の貸し渋り調査と信用保証協会による100%保証の趣旨の徹底ということでございます。

この制度は、議員も申しますように、信用保証協会の100%の保証ということになっております。町といたしましては、現在受付をしております、本制度の要件に該当するか否かの審査をいたしまして、該当すれば認定をするわけでございます。それをもとに、企業者が金融機関と協議をするというシステムになっております。

現在、16件でございますけれども、特に金融機関の貸し渋り等についての情報は伺っておりません。特に町が金融機関を対象に貸し渋りの調査をするということは考えておりません。

先ほども自治委員文書等で徹底をするということで、周知をするということでございますし、この信用保証協会による100%保証ということは、当然その中に周知をするところでございます。

それから、認定事務の迅速な対応ということでございます。ご指摘のように当然ですけれども、迅速な対応を心がけて現在取り組んでおります。

それから、相談体制の強化ということでございますが、現在のところ1日2件ぐらいの企業者が訪れるわけでございます。これから増える可能性は十分ございますけれども、現在の体制、電話等の対応もございますけれども、現在の体制でこれに取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（片山博雅君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 秦です。最後のその役場の正面玄関の入口にですね、そうした看板ぐらい設

置して、そういうことを町民の皆様に周知できないかということでございますが、でありますけれども、ここら辺のお考えがありましたら。

○議長（片山博雅君） 坪井商工観光課長。

○商工観光課長（坪井万里君） 周知を含めて庁舎の入口が一番目立つかと思っておりますけれども、そういう受付中ですよということは行いたいと思います。

○議長（片山博雅君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） その点に関しましてはよろしくお願ひしたいと思っております。

今回この緊急保証制度は、さ来年の3月31日まで、1年と半年になっておりますのでですね、まだ十分時間はありますけれども、そこら辺の対応もよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、妊婦健診の無料化についてでございます。

この妊婦健診の無料化につきましてはですね、私も前も議会の中で質問をさせていただきましたし、大分県は各18市町村、5回までは一応無料化になっております、全市町村がですね。その中で玖珠町はいち早くちょっとこれを対応していただいたということでございますけれども、皆様ご存知のように妊婦健診の無料化、その財政の負担はどうなっているかといいますと、それは国の補助金2分の1のですね、そしてあとは2分の1は交付税による、地方財政措置として交付税に算入されてくるわけでございます。お金が地方交付税の中に算入されるので、無料という考えになるかと思っておりますけれども、なかなかそういうわけにはいかない要因があります。

なぜかといいますと、やはり地方交付税というのはやっぱり減額されておりますし、これが妊婦健診の無料化の分の2分の1のお金ですよ、そういう色分けがないわけでございますし、そういうふうに各地方の財政というのは非常に厳しい中で行っているわけでございますし、国が、いいですよといってもですね、この地方の財政の厳しいところは、国が補助しますよ、地方交付税の中に算定されますよといっても、なかなか踏み切れなかったと。しかしながら、大分県はですね、5回までは18市町村の中で行われてるということでございます。

この妊婦健診につきましても、各全国の県におきましても、やっぱり10回とかですね、もう各自で各自治体がお金を出してそして妊婦健診を行っているというところも結構あります。

そこで、この妊婦健診の推進につきましてはですね、今まで今回でなくしてこの質問をさせていただきましたけれども、その妊婦健診の望ましい回数は14回程度が必要であります。1回の受診5,000円から1万円程度の費用がかかる。玖珠は医者によってその金額は違うと聞いておりますから、3,000円とかですね、また、いろんな検査をしますと1万円を超すとか、そういうふうに若い世代の子どもを持とうとするその人たちにとってですね、妊婦健診は保険もきかないし、非常に負担になってるということでございます。

それにもう1つは、この健診を受けてない妊婦の飛び込み出産というのが結構あるそうであります。玖珠町においてはそういうことがあるかどうかはですね、私にはわかりませんが、この飛び込み出産、全く今まで妊婦健診を受けられてない方がですね、いざ出産のときに、急に医療機関に飛び

込んで出産するという、こういうことが結構あるということを聞いておりますし、その多くの医療機関から受け入れを拒否される、そういった問題が多発してるそうでございます。誰もが安心して出産できるように、妊婦健診の負担をなくすことが国や地方自治体の責務であります。

今回、公明党はですね、これまで国の場、また、全国の地方においても公費負担の拡大をずっと訴えてきてまいりましたし、また、2001年(平成13年)の小児医療軽減とか、平成18年の少子化トータルプランなどの機会あるごとに妊婦健診の助成拡大を国会の場で繰り返し主張して行いました。また、全国の地方議会においても公費負担の拡大を強力に推進を行って、本年の4月から大分県が全市町村5回までの妊婦健診が無料化が実現しておりますけども、公費負担5回以上となる県が、公費で行ってる県が、今調べたら32県、都道府県の32県と大幅に増加しております。いまや公費負担の拡大は全国的な流れとなっております。

また、県外での里帰り出産についても、44都道府県の一部市町村では里帰り先の医療機関で支払った領収書を添えて自治体に申請することで、助成金が支払われる償還払方式も含めて対応を行っている自治体もあります。

そこで、このイロハニでございます。4つ質問でございますけども、まず本町の妊婦健診の公費助成回数を増やす考えはないのか、今5回をですね、1回でもする考えはないのか。

そして、本町の単独事業として、14回分を完全無料化した場合、どのくらいの費用が必要なのかというですね、そしてもう1つは、先ほど言いましたように、里帰り出産のために県外での妊婦健診の公費適用が、これが適用にすることはできないか。こういうことでございます。

最後についてはですね、厚生労働省が発表した件についてはあとで聞きますけども、この3つについて、本町の単独事業として14回分を完全無料化をした場合どのくらい予算がかかるか。これは最後の質問になっておりますけれども、併せて答弁をしていただきたいと思います。最後に、ハの部分について、国が来年の4月1日から14回無料化を進めると、舛添厚生労働大臣がそういうふうにおっしゃられております。そのことについて最後にお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長(片山博雅君) 日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長(日隈桂子君) 秦議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

まず、健診の回数に係わることは次にお答えするとして、里帰り出産に関する公費負担ができるかどうかというお話ですが、既に、昨年までは県の医師会とそれから福岡県医師会、それから熊本県医師会の3つの医師会と1個人病院なんですけど、そこと委託契約を結んでおりました。すぐにその委託契約金のとりの助成を行うことができる体制になってます。

ところが、今年度、先ほどお話の中にありました5回の健診が各県下で一斉に始まったことによりまして、その医師会単位で単価もそれから方法も少し変わってまいりました関係で、直接にまとめて県が市町村全部を福岡と熊本の医師会とに委託契約を結ぶことが難しくなりました。

で、本町としましては、個別に、医療機関AさんならAさんがおかかりになる医療機関と個別に町が委託契約をさせていただいて、大分県の医師会と契約をしております金額でお支払いをしていると

いうところです。ですから県外の里帰りは可能というところですね。よろしいでしょうか。

○議長（片山博雅君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 今まで福岡と熊本がですね、それが可能であったということですね。それで、それができなくなって、町では個別的に委託契約ができるということではありますが、これは福岡と熊本だけでしょうか、そこをちょっと聞きたい。

○議長（片山博雅君） 日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長（日隈桂子君） すみません、言葉が足りませんでした、どちらの医療機関でも、県を超えて委託契約をさせていただいております。

次の質問にお答えしますが、妊婦健診の回数が増やせないだろうかというお話なんですけど、実は先ほど説明の中にもありましたように、一足先に、昨年10月から、私どもの町では前期健診・後期健診の2回の健診と35歳以上の超音波健診を助成してまいりましたものにプラスして、あと3回の健診を行い、5回を始めまして、今年4月に県下一斉になったときには既に行っておりました。これをもとに、去年より大分県とそれから大分県医師会、それから各市町村の担当課が、全員で定期的に健診等を含めた妊婦の健診のあり方の検討会というものを持っております。そこで随時その回数についての話を重ねてまいりました。その折に、医師の方から、医療機関の意思の方から、例えば回数でそのままいくのがよいのか、それとも1回の健診の内容の一部助成を広げた方がよいのか、それから項目を増やした方がよいのかという提案がなされたんですね。そのあり方の中で、そういう問題も含めた形で回数と内容を検討すべきではないかという方向にしております。今私どもはその動向をみながら、回数の部分で調整した方がよいのか、内容を精査するというか、積み重ねた方がよいのかを検討しているところでございます。

以上です。

○議長（片山博雅君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 玖珠町は先駆けてですね、早く5回の健診を行ってきたという、非常にそこら辺は非常に理解がある、いただいたと思っております。

そこですね、例えば今の、さっき言いましたけれども、舛添厚生労働大臣がですね、来年の4月1日からこの妊婦健診の14回の無料化を行うことを公式の場で明言されておるわけでございます。これも、1つはまだ国会の中で法案が通らないとまだ確定しないわけでございますけども、例えば、先ほど言いましたように、来年の通常国会の中でこの第二次補正の中にこれがある、組み込まれているということを伺っておりますけども、これは4月、もしですね、これが通過した場合、これ4月1日からもうできるんでしょうか。当初予算で組んで、予め組んで、まだ決まってないことを言うのもなんでありまして、実際これが決まればですね、そういうふうな14回無料化が実現するわけでございますけども、4月1日がそれが可能、もし通過した場合ですね、それが可能であるかということをお伺いしたいと思っております。

○議長（片山博雅君） 日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長（日隈桂子君） とても難しい回答になりますが、現在、舛添大臣の提案を受けまして14回が審議されて、その財源内訳ですね、それが財務省と折衝中ということで、実際には2分の1の国補助ですね、国が2分の1で2分の1が市町村ということになりますが、その補助の期間が約2年間ではないかという提案なんですね。ところがその2年後にはどうなるかというところがなかなかまだ決まっておりませんので、そここのところで、皆市町村は足踏みしてるというか、どういう方向になるのかが見えないうちです。近々に1月にもう1回、このあり方検討会も催される、開催される予定になっておりまして、それによってどの程度見えてくるのかわかろうかと思います。

それから、例えば4月1日に開始した場合に、例えばその開始があったとしても、その実際にどのレベルで対象者とするか、それからどの地点から支払いになるか等々で、例えば9月の実施にした場合は遡らないといけないわけですね、4月1日に支払いが。そうすると、そちらの方が困るだろうというところで、いずれにしても、もし決定しましたら、その4月1日の方がベストではないかとは考えております。ただ、回数を増やすのか、内容にするのかということはまだ決まっておりません。前向きには検討したいとは思っておりますが、以上です。

それから額のことをちょっと先ほど漏らしておりました。その場合の、追加健診12回分で14回をした場合に、1人当たり約7万2,440円ほどになります。160人としますと1,159万400円の財源が必要と、予算が必要であるということになります。

以上でございます。

○議長（片山博雅君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） そういったように補正予算が決まればですね、迅速にそれに対応していただきたいと願っております。

なかなか14回、プラス9回、先ほど言ったように国の補助と、伺ってるのは地方交付税の中に算入されるということになっておりますので、やっぱり先ほど言ったように、財政が悪くなると、これが妊婦健診の分ですよというそういう指定がないわけございまして、やっぱり地方の町のやっぱり考え方が大きく左右するのではないかと考えております。

それでですね、第二次の補正予算で計上するその予定でありますですね、第一次では地域活性化緊急安心実現交付金というのが、これは260億円出ております。予算が付いて、これはもうちょっと我が玖珠町にもこれが配分されているんじゃないかと思いますけども、何に使われるかはちょっと私はわかりませんが、その第二次補正予算で計上する予定のですね、地域活性化生活対策臨時交付金というのがあるんです。これが6,000億円という枠組みがあるそうでございます。できたらこういう中でですね、この妊婦健診の、先ほど課長が言われたように4月1日からやりたい、そこにはいろいろ判断があるかも知れませんが、これもこの地域活性化生活対策臨時交付金をいくら玖珠町に配分されるかちょっと私にはわかりませんが、こういうのもプールしておくのもですね、要するに多分これは国かどこかに申請して何に使うということをしなくちゃいけないこの交付金だろうと思いますけどもですね、こういうのも予め使うように、使えるようにしといたら、しておいたらいいんじゃない

ないかと私は思っております。

とにかくそういう決まりましたですね、できるだけ若い人の経済的負担をなくすように、やっぱり14回のこの妊婦健診の無料化をですね、本町もやっていただきたいなとそういうふうに念願をしておりますので、取り組みをよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、災害時における要援護者対策についてでございます。

先ほど尾方議員からですね、その質問がありました。その中で玖珠町の防災計画、2年に1回玖珠町の、玖珠郡の玖珠町、九重町で行っているということが答弁ございましたけども、私はもうちょっと踏み込みまして、災害時における要援護者の対策について、これはどういうふうになってるのかなということでございます。

これはですね、調べますと平成18年3月に、政府の中央防災会議において災害時要援護者の避難支援ガイドラインが示され、犠牲者ゼロを目指して具体的な避難計画の策定に取り組みを2009年度を目処に要援護者、要援護者というのは高齢者の方とか身体障がい者とかいろんな方ですね、そういう方ですね、要援護者の情報の収集、共有などを進めるための避難支援プランを各市町村で策定することを要請しておるそうでございます。

では、本町の要援護者の支援について、どのようなですね、体制ができてるのか、これからきちっとしていくのかということでございます。その中でイロハニホへ項をずっと書いております。このイロハニホへのこの部分につきましてはですね、これは多分各自治体に、これは消防庁が示した取り組むべき避難の対策の1つのポイントとしてですね、多分市町村に通知されているんじゃないかと私は思っていますけども、イロハニホへについて、まとめてご答弁をいただきたいと思います。

○議長（片山博雅君） 松山総務課長。

○総務課長兼自治振興室長（松山照夫君） 一括答弁ということでちょっと順番が狂うかも知れませんが、要援護者、これに対する災害時の救援マニュアルというものは福祉部局の方で今、確か作っております。その情報をどういうふうな形で今保管するかということでもありますけども、常時これを災害対策担当の福祉課、失礼総務課の方で保管してるかといえばそうではありません。福祉部局の方でして、通常今までは、台風、大型台風なんかの接近するときには、事前にそういった要援護者の名簿なりをいただいて対処してる。実際にこれが発動したことはありませんので、幸いなことだろうと思っておりますが、この要援護者に対する委員会とか協議会とかいうのは常時常設はしてありませんが、災害時のときには逐次その対応をとっておるというのが現状であります。

この災害要援護者のこの区分というものを把握しております。具体的に言いますと、今議員おっしゃいましたように、高齢者、特に65歳以上の高齢者、独居老人であるとか、そうじゃないとかいうような区分、それから障がい者、障がい者についても身体障がい者も細区分化して、視覚障がいとか聴覚障がい、それから肢体不自由者、音声とか言語の不自由者、こうしたものの区分をして、それに対するマニュアルというものは今作り上げておりますが、今ひとつまだ具体的な訓練というものがなされておらないので、今後のこれが一番大きな課題だろうというふうに考えております。現在、「玖珠

園」とか老健の「はね」こうしたものは年一度救出訓練はしておりますが、こうしたものとタイアップしながら、これは救援対策の実際訓練をしなきゃいけないなというふうに考えておるわけでありま

す。

ちょっと一括ということで、なかなか答弁がまとまりませんでしたけども、そういう今現状であります。

○議長（片山博雅君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） この要援護者のこの避難対策につきましてはですね、災害時における避難対策につきましては、まだまだ全国的にはまだこれからという感じであります。

その中で、こういうことがあるわけです。2007年ですね、昨年3月の能登半島地震で震度6強を観測した石川県輪島市ですね、死者1名、重傷者46名、全・半壊した建物が1,599に上がるなど大きな被害がありました。その中で65歳以上が半数という、市内で最も特に高齢化が進んでいた門前町という地区があるそうでございますけども、死者・不明ともゼロで、地震発生から数日間後にはすべての高齢者の安否が確認が取れた。それは、同地区では日ごろからですね、行政と民生委員が協力し要援護者の情報を把握していたためであります。寝たきりの方はピンク色、そして一人暮らしの人は黄色といった具合に、色分けした地図を書き込んでですね、独自の地図を作ったということですね。

2007年度の7月におきましては、新潟県中越沖地震ではですね、地元の柏崎市が要援護者の名簿を作成していたが、個人情報の取り扱いに慎重だったことなどにより、地元との情報の共有が不十分で、迅速な安否の確認に活用されなかった。これはひとつは個人情報保護条例というこれがありますけれども、これが非常に支障になっているようでございますけども、各全国的な自治体で積極的に行っているのがですね、これは神奈川の川崎市でありますけども、そういったような要するに個人情報の関係で、これをスムーズに円滑にするために、その要援護者、高齢者や身体障がい者その他の自力で避難できない方々のためのその名簿をですね、市へ登録をしてもらう。そしてその名簿を要援護者の地元の町内会や自主防犯組織、民生委員などに提供する。これ提供してるんです、実際に。これをですね、災害時には町内会から要援護者の安否確認や避難支援を行うということでございます。そして、川崎市は特に注意を払ったことはですね、個人情報の取り扱いであります。要援護者名簿には氏名や住所、身体状況や障がいの有無なども記載されているわけなんです。個人情報とは明らかに本人の利益になる場合などには、本人の同意なしに目的外利用、第三者提供ができる、できるような措置をとってるそうです。利用できる。そして命の危険に係わる災害時の避難支援に活用するのであれば利用が可能になっているということでございます。

そういうふうに、これは要援護者自らですね、市に名簿を登録して、もしそういった様々な災害があった場合は、これを活用しても自分は異議ありませんということですね、こういう署名をいただきながらですね、これをきっちりとこういう避難対策をとっているそうであります。

是非ともその要援護者、高齢者の方とか、高齢者の方には一人暮らし、寝たきりの方、認知症の方もおります。そして身体障がい者には目の悪い方、視覚障がい者、聴覚障がい者、そして音声・言語

の機能の不自由な方とか身体の不自由な方、そしてまた、知的障がい、障がい者の方、精神障がい者の方、乳幼児、児童、様々な方がおられるわけでございますね。できましたらそういうふうなやっばりマップを作ってですね、どこにどういう人がおられると一目瞭然にわかるようなそういった体制をしていただくのがいいんじゃないかと思うんですけれども、そこら辺のことは福祉課の課長さんは何かございましたら、どうぞ。

○議長（片山博雅君） 日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長（日隈桂子君） すみません、時間がないので簡単にお答えします。

実は昨年1年かけて、一昨年と昨年ですか、民生委員の皆様方が1戸1戸自分の担当の自治区を訪問されて、お一人おひとりにお聞きして調査をしております。ここに今年の3月に集計したものと名簿と、それから色分けされた個人マップ、それが全部揃っておりますので、それは随時修正しなおして更新しなければいけませんけれども、そういうものを今いただいております。総世帯数は914件の要援護者というところで、その中には高齢者世帯といって、元気なだけで高齢者に数としてカウントされてしまう方もいらっしゃいますので、実際にはもうちょっとお元気な方もいらっしゃると思うんですね。その数とそのマップを利用させていただいて、それからその折に、個人情報の保護の関係で、お一人おひとりに「これは関係者にお届けして救援の場合には使わせていただきたいが」という承諾も取っておられますので、今後は、担当課それから総務一緒になって、防災の体制をこのマニュアルに沿ったマニュアルを作っておりますので、要援護者の災害対策に取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（片山博雅君） 11番 秦 時雄君の質問時間は残り2分。

○11番（秦 時雄君） 玖珠町はですね、そういうことで、そういう対策はきちっとしてるということで、非常に私も知りませんでした、そこ辺はですね。多分、多分ですね、そういうことは来年策定しなさいというね、国からの指導が来ておるので、多分そういう策定はしておるだろうと思っておりましたけどもですね、まだまだ全国の自治体でまだ74%はまだできてないということですね。そういう中で、玖珠町はそういうふうなことをやっておると、先進的な取り組みを行ってるということでございますし、民生委員とかいろんな、例えば自治会館を中心としたですね、そういった自治会館、それとか自治委員さんとか、今はそういった民生委員を中心とした範囲で考えておられるんですか。どういう…。

○議長（片山博雅君） もう時間がありません。

○11番（秦 時雄君） 一言お願いします。

○議長（片山博雅君） 松山総務課長。

○総務課長兼自治振興室長（松山照夫君） その要援護者の策定は民生委員が作って、今福祉部局の方で共有していると。ですから、これは恐らく議員さんの質問は、この今職域で作ってるものをちゃんと連絡取れるようにということだろうと思います。ですからこれから具体的な計画はそういう職域の区

分で責任度合いを役割をはっきりさせて、それを自治会なり地域に、それも横の連絡で取り合う、こういう自主防災組織といますか、こういったものの確立をひとつ目指していきたいというふうに考えております。

○11番（秦 時雄君） 以上をもって質問を終わります。

○議長（片山博雅君） 11番 秦 時雄議員の質問を終わります。

ここで昼食のため休憩いたします。午後1時から再開します。

午前11時42分 休憩

△

午後 1時00分 再開

○議長（片山博雅君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次の質問者は、2番 工藤重信君。

○2番（工藤重信君） 議席番号2番 工藤重信です。ただ今から、通告の要旨に従って、一問一答方式にて質問させていただきます。

まず1番、インターネットにおける本町のホームページでは入力データのチェックは確実に行われているかお伺いします。

○議長（片山博雅君） 松山総務課長。

○総務課長兼自治振興室長（松山照夫君） お答えいたしますが、以前の議会でも同趣旨の質問があったかと思います。そのときの答弁と重複するかと思われますので、予めお断りいたしますが、このホームページの入力データに至るまでは、毎年各課の職員のうちから、情報処理等に秀でた職員、ITリーダーといいますが、こうした職員を選出願って研修会を重ねてきております。

その中で、このホームページの作成の講習も行っております。適正な情報提供を行うよう指示してるところであります。このホームページに掲載するにあたっては、具体的には担当者、係の担当者が作成しましたデータを係内で精査をして、所属長の決裁を受けて、そしてホームページに掲載するという手順を踏んでおります。

したがって、職員だけが見たものではなく、多くの職員の目を通してこのホームページにインターネット化されておりますから、インターネットに載せておりますから、まあ正確な情報が掲載されているというふうに考えております。

ホームページの中を見ますと、古い条文や死文化した条例が一部見受けられるやに聞いておりますけれども、これも適時に確認を行いながら、修正を今加えていってるところであります。

とりわけ、今年の9月に、このホームページに掲載されております様式等の内容について、全課を挙げて一応確認をしたところありますから、要はこういった作業をやっぱり年間行事として繰り返してやっていきたいと考えております。

○議長（片山博雅君） 2番 工藤重信君。

○2番（工藤重信君） そこでですね、まず私は去年の9月議会で一般質問で質問をいたしました。

その際に、私は玖珠町のホームページに入力されたデータのチェック処理は的確に行われているかという質問に対して、担当課長の答弁として「データのチェックは、以前から継続しているものや、特に法令改正等があった場合は、担当課において随時変更するようにしているが、変更されていないことに気づいたら、担当課にすぐに連絡し、修正を行う。以前において内容が間違っただけのものがあったかも知れないが、今後は、ホームページの変更時には間違いのないように十分注意して、正確な情報が発信できるように努めます。」というような答弁をいただいております。

私がなぜ申し上げるかとお申しますと、まず玖珠町のホームページを開きますと、1ページから18ページにわたる情報が出てまいります。その中で、このホームページは、私は11月の20日にホームページを開いたものです。それが、そのときにはですね、この表紙は町勢要覧、町勢のせいは勢いを書いて、町勢の要覧で資料編がありまして、そのそれが表紙で、2枚目が「夢のあるまちづくり」から始まっております。その「夢のあるまちづくり」は、さっき言われた11月20日の段階では、これは町長ですね、まちづくりをはじめ玖珠町を売り込むような挨拶文が入ってます。そしてその下に「玖珠町長小林公明」そしてその更に下には、小さく「平成19年4月1日現在玖珠町長小林公明、玖珠町副町長日隈紀生、玖珠町教育長西野重正」となっております。

そしてですね、現在は、多分11月の下旬に入力データを打ち変えたものと思われます。それは現在のこれになってます。それによると、最初のさっき申し上げた1ページ目は削除されております。そして2ページ目からは、始まって、こちらの2ページ目はこちらでいう1ページ目に入ってます。で、私が申し上げるのは、削除も簡単に削除できますが、しかしながら、この町の売り込み、要するに今は売り込みの時代ですけども、玖珠町のまちづくりとかそういうものについて真剣に書いたものでありますから、できればもう一度考えてですね、町を売り込めるような文をひとつ町長名で添えていただきたい。そのほかについてはまだ決定とかありませんので、町民あるいは町内外の方が魅力を感じるような挨拶文はできないかなというふうに思います。いかがなものですか。

○議長（片山博雅君） 松山総務課長。

○総務課長兼自治振興室長（松山照夫君） 議員ご指摘のとおりだと考えております。インターネットのこのIT社会でありますから、スピードと正確さをもってこれから取り組んでいきたいと考えております。

○議長（片山博雅君） 2番工藤重信君。

○2番（工藤重信君） もう1つ、インターネットを開いてまずホームページを開くと「童話の里」の要するに玖珠町のホームページが出てきて、その次が、玖珠町の例規集が出てまいります。そして3番目は玖珠町の観光協会の情報が出てきます。4番目に、ロッキーレジャーというフリー百貨店、これは玖珠町がつくったものですが、その中に、町の木としてクスノキ、そしてケヤキがあがっています。そして町の花としてレンゲツツジがあります。更にずっといってると、3ページ目にですね、ここで「行政」と書いて、そして町長名が町長小林公明としてあります。それは1996年からとなっております。それはまだ残っております現在も。そしてもう1つ、更に進むと、5ページ目にですね、「百

選」があります。現在の百選は山浦、当時の棚田「日本棚田百選」に選ばれて、これは載っています。それからその下に西椎屋の滝の「日本の滝の百選」でこれも載っております。現在は万年山の地質百選はあると思います。そして更には、山浦の下園の湧水百選、要するに「名水百選」はこの頃認定されましたので、こういうものも付け加えるべきじゃないかというふうに思います。これもやはりそういったところまで気配りをして入力していただきたいというふうに思います。

以上で1番の質問を終わります。

続いて、2番目の玖珠町ふれあい福祉バス（スクールバスを含む）運行のバランス性および利便性を考慮した増便等はできないか伺います。

まず初めにですね、町長に伺います。9月議会の際に施政方針を述べられた際に、地域ごとのふれあいセンターの整備、福祉バスの増便、そして障害者への支援も約束しております。「町政を担当するにあたりましての基本的な姿勢と公約の一端を申し述べましたが」とあります。で、これについて町長は福祉バスの増便についてどのような計画があるのか伺います。

○議 長（片山博雅君） 後藤町長。

○町 長（後藤威彦君） 工藤議員にお答えをさせていただきます。

今、ご存知のとおり、福祉バスの件につきましては課の方で検討をさせていただいております。是非ともそういう方向でいきたいというのは、私自身思っておりますが、勿論財政的な問題、それから運行をどういうふうにするのが一番いいのか、そういうことも含めてこれから検討させていただいておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議 長（片山博雅君） 日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長（日隈桂子君） 詳細なことを少しお答えしたいと思います。

議員ご指摘のように、ふれあい福祉バスは平成17年1月1日より国土交通省の有償運送許可のもとに、2年間の試行運転をさせていただいて、平成19年からスタートしたわけですね。当初、試行の場合に6路線でしたが、1路線は乗り手がなかったというところで、5路線で今運行しているところなんです。この運行に関しましては、私ども年に1、2回ほど、この国土交通省の九州支局、また、その大分の担当の方に入っていただいたうえ、それから利用者代表者とそれから運行していただいている運行会社の方を委員とした「地域公共交通会議」というものをもっております。そこで、どのくらいの利用率であるとか、それから利便性について、それから増便についてはどう思われてるかという意見交換をしております。今年もその意見交換をさせていただいたんですけど、今やってる5路線に関しましては、各路線週1で利用することが生活のひとつのパターンに習慣にされていて、その利用をほどよく高齢者の方、また、交通弱者といわれるような方々が利用されてるということで、今のところそれを増便して週に2回とかいうことには考えていないというか、週1が生活のあれに固定してきていますという情報の方をいただいております。で、この福祉バスに関する増便は今のところは考えておりません。

議員のその次のご指摘と、それから町長の意向としては、全体の交通の計画、公共交通のあり方というものを総体的に考えていくことは今、企画とともに考えるところに入ったところでございます。

以上でございます。

○議長（片山博雅君） 2番工藤重信君。

○2番（工藤重信君） 玖珠町ふれあい福祉バスの設置及び管理運行に関する条例というものがありまして、（目的）第1条、この条例は、公共輸送に恵まれない遠隔地住民の利便性向上を図り、公共の福祉を推進するため、玖珠町ふれあい福祉バス（以下「福祉バス」という。）を設置し、その管理及び運行に関し必要な事項を定めることを目的とするとあります。この「公共輸送に恵まれない遠隔地」とあるが、その遠隔地に該当する判断基準は条例等で示されているのか、もし条例等に明記されていないとすれば、どのような決め方をしているのか伺います。

○議長（片山博雅君） 日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長（日隈桂子君） その路線とその範囲に関しましては、今のところ明記はございません。

ただ、この国土交通省の許可のあり方なんですけど、それには既存のバス路線ですね、バス路線と競合してはならないとあるんですね。ですからそのバス路線を除いた区間でつなげる範囲ということで私どもは福祉バスの路線を考えたところです。

補足しますと、条例の中の運行区域は明記してございます。ただ、そこが利便性を欠く地域であるかどうかというところを、そのところは別途しまして、その鏡山線なら鏡山線の範囲は、先ほど申し上げました既存の路線バスに競合しない地域ということで、その点に関しては明記してございます。

以上です。

○議長（片山博雅君） 2番工藤重信君。

○2番（工藤重信君） つまり私どもで言う定期バス、その定期バスが運行してるところは福祉バスは走らないというふうに解釈しましたが、定期バスに乗ってですね、老人福祉センター等に行くには、まず例として、遠隔地である八幡、山下から森駅まで、これは直接は老人福祉センターまで行くバスがないために、森駅前で乗り換えになります。森駅前で定期バスへ乗って、それから森駅前から違う恵良方面行きのバスに乗る場合ですが、午前中はこの山下から出るのは森駅までは1本で、この1本がですね、9時10分から9時25分であり、森駅前で2分間待って恵良方面行きのバスに乗り換えることができます。また、森の鹿倉から森駅間は午前中2本のバスがあり、1本目は7時25分から7時38分、森駅前で乗り換えるバスはなく、2本目は8時40分から8時53分であり、森駅前で1分待ってすぐに恵良行き方面のバスに乗り継ぐわけでございます。そして高塚線、代太郎方面午前中1本、7時53分があり、このバスは森駅前にて32分間待って乗り換えることになります。また、日出生方面は午前中1本、これは日出生公民館を7時19分に出発して7時49分に森駅前に到着をして、恵良行き方面のバスに乗り換えるためには1時間以上待つことになります。そして、次に杉河内の小田経由の山浦方面は午前中2本ありますが、山浦の下園を8時に出発して8時39分に森駅前に到着して、15分間待って乗り継ぐようになりますが、またその後の下園を出発する9時40分のバスでは森駅前

での乗り換えのバスはない。それから守実線、山下、太田、豊後森駅線、古後方面は、梶原、中野は午前中2本あるが、7時17分と10時16分、これはいずれも森駅前ではバスの乗り継ぎができない。全体的に見ると、乗り継ぎがすぐできるのは、15分待ちを含めて3本しかありません。

で、料金にして、一番料金の高いところで山浦下園から豊後森駅までは690円、その次は日出生本村から森駅までは600円、そして3番目は代太郎から森駅前は590円となっております。あと300円、200円とありますが、そういう中でプラスこの森駅前から福祉センターの間の料金が要ることになります。

続いて、遠隔地である定期バスが運行しているため、福祉バスが行かないところとして、日出生本村、尾内、後迫、それから柿木、宇戸、森では片草、八幡では山下、古後では平原、立羽田、それから北山田では代太郎、栃の木方面となっております。

更には、定期バス路線から自宅周辺が離れているところが大隈の金栗院、鎗水、寺村、下横尾、谷口、唐杉、定期バスの路線でないところは、遠いところでは山浦の秋畑、大原野等があります。

で、定期バスに乗った場合、森駅から玖珠町老人福祉センターまでのバスの乗り継ぎが必ずしもよくなく、また、高齢者同士で協議してタクシーに乗り合わせることも考えられるが、毎回毎回となると話もスムーズにいかない場合があります。また、福祉バスの運賃と定期バス運賃も違い、定期バスを利用される方の話を聞くとですね、まず1番に定期バスは午前中本数が少なく、時間制限がされること、2番、定期バスは福祉バスよりも高い運賃を払って、そのうえ時間的な兼ね合いも悪く、森駅前でバスの乗り継ぎもまともにできない、3番目、森駅前でバスの乗り継ぎに困難を来たしてる人もいます。4番目、定期バスを利用するとB&G玖珠海洋センター等へ行くにも金がかかって、そのうえ帰宅時間も制限される。そして5番目に、玖珠町のふれあい福祉バス運行規定第4条第4項というのがあります。ここの4項を読みますと「利用者は、乗降車の際、介助が必要な場合は必要な介助を行うこと。」となっております。で、定期バス等においてはそのことはまず考えられない。以上のことから、こういう問題があるので、定期バスには乗りたくないというふうなことであるし、また、平等性にも欠けるのではないかなというようにことをいわれております。

以上のことから、福祉バス（スクールバスを含む）、また、このスクールバスについては、どの程度の利用が可能なのか、また、福祉バスの運行時間等を調整して玖珠町全体にバランスよくいきわたるような運行は見直しはできないか。要するに、先ほど日隈課長さんがおっしゃったとおり、踏まえて、更にこういう定期バスが走ってるところは走らないというようなことになりますけども、こういった今言われたような問題をどのように捉えているか、ちょっとお伺いします。

○議長（片山博雅君） 帆足企画財政課長。

○企画財政課長（帆足博充君） ただ今のご質問にお答えをいたします。

企画課の方では、過疎バスとして路線バスの助成について担当してるところですが、ただ今のご質問の、総合的に地域交通をどう考えるかということでお答えをしたいと思います。確かに、ただ今ご質問のとおり福祉バス・スクールバス等の運行と路線バスとの関係で、住民の足をいかに確保する

かということが課題になってるのも事実であります。そのことにつきまして、担当課の方から現状におけるいろんな課題、問題点が出されておりますので、企画課といたしまして、過疎バス対策の現状を踏まえて、非常に路線バスの赤字化も拡大してきておりますので、その対策を含めて町として総合的な地域交通のあり方について、今後検討したいということで、関係課との協議を進めております。

以上であります。

○議長（片山博雅君） 2番工藤重信君。

○2 番（工藤重信君） 特に玖珠地区の定期バスの路線は、地区別には非常に近い路線に沿った地域がありますが、しかしながら、かなり離れたところがあります。この平等性から考えると、非常にこの人たちに聞いてみると、とにかく料金はですね、300、例えば小田の中通から森駅前が320円、それから大隈から森駅までは210円と非常に安いんですが、この福祉バスを使うと高いけど、しかしそれ以上の相当な違いがあるというふうに申しておりますが、こういったことの検討はできるかお願いしたい。

○議長（片山博雅君） 日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長（日隈桂子君） 先ほどからお答えの中で何度か出ておりますが、今、福祉保健課サイドで地域公共交通会議をもって、その福祉バスに関連する協議を行っておりますが、これを先ほど申し上げました企画サイドで全町を見直すところで、そういったところの不便なところとかをもう一度見直しを行いまして、どういう形で行うのがいいのかを協議したいと思っております。

以上です。

○議長（片山博雅君） 2番工藤重信君。

○2 番（工藤重信君） ただ今の答弁でわかりました。検討をしっかりとしてほしいというふうに思います。

次に、3番目の本年初めて実施された40歳以上の特定健診における受診状況と今後の数値目標及び指導はどのように計画しているのか伺います。

○議長（片山博雅君） 河島住民課長。

○住民課長（河島広太郎君） お答えをさせていただきます。

高齢者の医療の確保に関する法律に基づきまして、本年4月より生活習慣病予防の観点から、市町村国保や被用者保険などの医療保険者に特定健康診査と特定保健指導の実施が義務付けられましたことは、議員もご承知のとおりでございます。

本町におきましても、昨年度「玖珠町特定健康診査等実施計画」というものを策定をいたしまして、これに取り組んできているところでございます。

内容につきましては、40歳から74歳までの被保険者、被扶養者を対象に、生活習慣病の原因となる内臓脂肪型肥満、いわゆるメタボリックシンドロームに着目した健康診査を実施することにより、早期に患者予備軍を発見するとともに、保健指導を徹底してすることによって生活習慣の改善を進め、生活習慣病の発症と重症化を防ぐことを目的とするものでございます。

お尋ねの本年度の受診率でございますが、国民健康保険における特定健康診査の対象被保険者が約4,200人おられますが、本年5月から11月末までの受診者は1,526人ございまして、受診率は約36%ということになっております。

特定保健指導につきましては、対象者が258名おられまして、49名に実際に指導を行っております。実施率は19%となっております。

今後の目標数値でございますが、これは9月議会の高田議員さんのご質問にもお答えしたかというふうに思いますが、平成24年度までの第一期の目標値を、特定健診の受診率で65%、特定保健指導の実施率で45%、それからメタボリックシンドロームの減少率を10%というふうに計画の中で設定しておりますので、今後4年間でこの数値目標を達成すべく取り組みを進めていかなければなりません。

この受診率向上対策につきましてですが、町民の健診に対する意識の向上を図るための施策の展開、それから町総合健診と連動しての様々な対策が必要になってくるというふうに考えております。このため、健康対策の所管部署とも十分協議をしながら、どのような実施方法が可能か、また、受診率向上のための対策はどのようにするかということの対策を講じながら進めてまいりたいというふうに考えてるところであります。

以上です。

○議長（片山博雅君） 2番工藤重信君。

○2 番（工藤重信君） 本年度の受診率は上げられておりますが、今後の数値目標には、今述べられたとおりに、平成24年度の第一期には目標的には厳しいものがあります。特定健診は40歳から74歳までの全ての方が対象であり、年齢的に幅が広がり、受診率を上げることは大変だと思いますが、玖珠町の目標の設定で先ほど言われたとおりになっていますが、その数値に向かって特定健診の重要性を認識していただくために、最大の広報活動と各地の保健委員の方々のご活躍も大切になるのではないかとこのように思われます。また、今後の取り組みは先ほど申されましたが、特定健診の受診期間や受診場所等についても検討してもらい、そしてより多くの対象者が特定健診を受けるようにしてもらいたい。現在の状況を一般の方から聞くと、仕事優先でなかなか特定健診には行けない人がいますが、体調が悪くなって切羽詰まれば病院に行くというような形になりますが、その前の段階で、成人病の予防とかそういうものの大切さをもう少しどういった形で検討、認識できるような形でしてもらいたい。

それは、例えばですね、玖珠町特定健康診査等実施計画というものが、こういうものがありますが、これは一応素案から一応現在やっているとこの中のものを抜粋してですね、町民一人ひとりに行き渡るような広報活動と、それから指導はしていくのか、どういった取り組みが来年度に向けてのメインになるのか教えてもらいたい。

○議長（片山博雅君） 河島住民課長。

○住民課長（河島広太郎君） 現状といたしましては、工藤議員さんご発言のとおりのような状況でござ

ざいまして、なかなかこの受診率の向上につながってこないというのが、私ども一番苦慮してるところでございます。

で、受診の場所、健康診断の受診の場所とかの問題も今現在検討をいたしてるところでございます、それと同時に、保健師さんをいかに活動していただくか、それから、先ほど言いましたように、啓発活動ですね、これをどのようにするかというようなことが非常に大きな課題でございまして、今、保健部門とも先ほど言いましたように検討しまして、なるべくですね、町民の皆さんに特定健診なり総合健診なりを受けていただくような、いただけるような啓発を進めていかなければならないというふうに考えてるところであります。早急にやりたいというふうに考えております。

○議長（片山博雅君） 2番工藤重信君。

○2番（工藤重信君） 受診率をですね、65%になれば、例えば5年後には後期高齢者医療費10%の負担とかそういうものの考えられるような解釈はできるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（片山博雅君） 河島住民課長。

○住民課長（河島広太郎君） これも9月の議会で高田議員さんのご質問にお答えをいたしたところですが、この第一期の終了時が平成24年度になります。このときの受診率が本町の計画では65%というふうに目標を定めております。これに達しない場合ですが、後期高齢者医療制度に対する保険者負担の支援金で、最大10%の割り増しがされるというペナルティが課せられる制度になっております。これは高齢者の医療の確保に関する法律の中でそのように謳われておりまして、何がなんでもこの65%に達するような形で実施はしなければならないというふうに考えております。

○議長（片山博雅君） 2番工藤重信君。

○2番（工藤重信君） 平成24年度に向けて取り組みをしっかりと、数値目標に向かって頑張っているというふうに思います。

次に、4番目の町民体育館である玖珠中学校の体育館は、現在雨漏りがしており、早急に改善が必要と思われるが、本体育館は町民体育館であり、将来的な問題も含み改築又は改修工事をどのようにするのか、ちょっと伺います。

まず、最初、担当課長にお伺いします。本体育館の雨漏りのことを知っていましたか、また、それを知って現場で確認できているかどうか、そして、確認していなければ、他の職員からどの程度聞いておられるのか、まずお伺いします。

○議長（片山博雅君） 小川社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長（小川敬文君） ご質問にお答えいたします。

町民体育館の雨漏りについては当然報告は入っておりますし、屋根の腐食等が原因ではなかろうかということで、写真等この中に一応入っております。

○議長（片山博雅君） 2番工藤重信君。

○2番（工藤重信君） この雨漏りはですね、いつ頃から雨漏り状態になっているかわかりますか。

○議長（片山博雅君） 小川社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長（小川敬文君） 詳しくいつからはということはないんですけども、政策事業3カ年計画の中では、順次要求をしておるところであります。

○議長（片山博雅君） 2番工藤重信君。

○2番（工藤重信君） 実はこの雨漏りはですね、もう3年が経過してるんです。で、現在の状況としてはですね、本体育館は雨漏りが3箇所あり、その箇所にはバケツが付けられております。そしてバレーボール等の競技中には危険性があり事故につながるということが考えられる。また、この雨漏りの影響を受けている床もかなり傷んだところもあり、この問題も含み、そして今後ですね、この改修等の問題は早急にやらなきゃいけないというふうに思うんですが、そういった計画をお聞きしたい。

○議長（片山博雅君） 小川社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長（小川敬文君） お答えいたします。

町民体育館の将来的な問題も含めた改修問題ということであります。現在、町民体育館は玖珠中学校体育館と兼用して利用している施設であります。小規模の修理はその都度対応してきているところでもありますけれども、雨漏りの改修につきましては、小規模の修理では対応ができないことから、政策事業3カ年計画で計画検討中であります。

試算段階の金額が結構多額の経費を要するというので、町単独では改修がなかなか困難なところでもあります。

また、町民体育館として建設されて29年が経過をしています。この間、B&G玖珠海洋センターの体育館建設や河川敷の運動広場、現在進行しています総合運動公園建設などを含め、町民が利用する体育施設も整備をされてきております。

今後は、改修に向けて不確定要素もありますけれども、将来的なことも視野に入れ、町民体育館の改修や町民体育館の今後のあり方を含めて、関係課とも調整をしていきたいというふうに考えております。

○議長（片山博雅君） 2番工藤重信君。

○2番（工藤重信君） 本体育館は昭和54年10月に竣工しており、当時は多分防衛省の補助等を受けている関係があるかと思います。そして手続き上の問題もあるのではというふうに思い、更には、今後の問題として耐震工事の関係、これを見ると、小学校は耐震工事は実施率は75%あって、中学校においては16.7%というふうになっておりますが、玖珠中学校の耐震調査はもう既に終了しているようです。その際に、中学校の耐震の工事をもうしなければならないというふうに調査上になっているというふうに聞いておりますが、こういったものを含めて、きちっとわかるような形で出してもらいたい。

中で、これもホームページからですと、評価結果等を当町のホームページ等で公表するというものになっておりますので、できるだけわかりやすく伝え方をお願いしたいというふうに思います。

そして、すぐに改修できないようにあれば、これは町民体育館であるから、例えばこれ、町民体育館の関係で、生徒だけでなく一般の方も使用することで、雨漏りがして床が濡れている場合、安全確

保のために使用の制限や使用上の注意等の行政指導も必要になるのだと思います。そして、学校側とそれから行政側のそういった事故につながらないような連絡とか、そういう話とかをしているかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（片山博雅君） 小川社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長（小川敬文君） 社会教育課といたしましては、町民体育館という視点で管理をしておるわけで、学校運営については、そこまでの横の連絡というのは現在までとっておりません。行政側と教育現場としての学校の連携は、先ほど議員さん言われたように、使用上の注意とかそういったものが必要であれば、学校教育課と協議をしながら検討はしていきたいというふうに思います。

○議長（片山博雅君） 2番工藤重信君。

○2番（工藤重信君） わかりました。特に一般の方ですね、借る場合、一番体育館を使うのは、県体前の夏時分が空きがないくらいに結構使われるというふうに思います。その際に、まだその段階で雨漏りがしていると大変なことになるというふうに思いますので、その体育館を借りにきたときにわかると思いますから、そういった接点の中でそういう行政指導面をお願いしたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（片山博雅君） 2番工藤重信議員の質問を終わります。

次の質問者は16番片山が行います。

ここで一旦議長席を離れますので、議長に代わり副議長に務めさせていただきます。

○副議長（高田修治君） 再開します。

次の質問者は、16番片山博雅君。

○16番（片山博雅君） 16番片山です。

通告に従いまして、1、玖珠川河川敷周辺の公衆便所はいつできるのか。2、町民皆水道、生活用水に苦しむ住民を救う上水道区域拡張がなぜできないのか。2点を質問いたします。議長の許しを得まして、一問一答方式でお願いします。

私たち議員は、多くの町民の町政に対する意見を聞き、その希望と批判の声を聞き、その声を代弁する仕事です。また、議員としての研修や知識を生かして、玖珠町の活性化やいろいろな問題などの解決に向けた質問をしています。

まず、公衆トイレいつできるかということで、公衆便所不足に、町内は勿論、町内外からの苦情が大変多く、玖珠河川敷での各種イベント、ウォーキング等の利用者も多く、利用する人たちの公衆便所はということではありますが、私も一般質問をしてこれはもう10年以上になると思いますが、いつも答えは「検討中」ということですが、この公衆便所についての、いつできるのか、もうしないのかということをお聞きしたいと思います。

○副議長（高田修治君） 小川社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長(小川敬文君) 片山議長さんからの公衆便所に対する一般質問ですが、最近では、平成17年の第1回、18年第2回において質問をされています。昨年12月の質問予定で、多分時間オーバーで私の方まで回ってこなかったかというふうに考えております。

今回の河川敷周辺の便所の設置についての質問でありますけれども、大分県より玖珠町教育委員会が管理を任されていますので、社会教育課の方からお答えをいたします。

大分県との協議の経過については、議長さんもお存知のとおり、河川敷内の公衆便所の設置は許可をしないという方針であります。さっき、1年前ですね、の質問の回答するために、その折に大分県に再度確認いたしましたけれども、そのときも許可はできないということでありました。

したがって、河川敷内でのトイレの設置は無理ということで、平成15年ぐらいからトイレの問題について承知しておるんですけども、過去、河川敷外の町道長剣線沿いに隣接した土地について3箇所ほど検討をしてきた経過がありまして、いずれもそれぞれの理由で適地とはなっておりません。

河川敷に関連する公衆便所の設置については、大きな課題として捉えておりますので、管理等含め今後も引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。

で、現在、森での候補地に上がったところを含めて2箇所程度、どうにかならないかということで、まだ協議までは行き着いてないんですけども、一応検討を始めておるところであります。

以上です。

○副議長(高田修治君) 16番片山博雅君。

○16番(片山博雅君) 今、課長の答弁がありましたけれども、河川敷内の公衆便所はこれはちょっと厳しい、無理ということなんです。潜水艦でも入るようなのを造らない限りはできないし、ただ、今言ってるのは後者でありまして、町道長剣線の拡張工事等に伴いまして、その間でできないかということで、私もかなり歩いてみました。ところが、いろいろ利害が絡みまして、はい、それは私ではできないということなんです。ただ言えるのは、今まで協力的だったJA玖珠本所とかいうところが、大きな行事のときには利用してくれとかいうことだったんですが、今はもう鍵がかかって使えない。もう理由はわかりますよね、上水道は使う、トイレトペーパーは使う、挙句の果てに汲み取りにまた金がかかるというような非常に不便を感じていつてるんじゃないかと思います。また、あるホテルがですね、うちを使っているですよという話もあったんです。しかし、それを町代行の公衆便所という看板を立てるわけにいかないし、多くの県外から来る方、特に玖珠町は今、人口減のためにですね、定住人口が減っている。そのためには交流人口を増やして、多くの町外の方々から玖珠町に来ていただくということになったわけですね。あの周辺で、今、夏はキャンプもしてる状況なんです。そういう中で、やはり公衆便所というのは必要じゃないか、河川敷周辺の。

一時話があったけれども、今のような状況で頓挫という、頓挫というのは中止してるような状況なんです。これをずっとこのままいくのかということで、ほったらかし、ほったらかしという表現悪いですけど、おいといたらもうずっとできないんじゃないかと。ならばもう最初からもうできないと言った方が諦めもつくんじゃないかということなんです。やっぱその対策としてですね、やっぱ

り移動式の何というのかな、便所等を2つとか設置することが、朝早くからウォーキングする人たち、又は町内外から来る人たちに対してひとつのサービスじゃないかと思いますが、その辺いかがかお聞きします。

○副議長（高田修治君） 小川社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長（小川敬文君） 移動式トイレについても過去検討をしまっております。移動式ということになれば、簡易トイレの延長ということで、能力的にもそう大きなものでもないということ、それから移動に関してやはり手間がかかるというようなこともありまして、検討はしてきてはおるんですけども、再度その付近はもう一度議題に上げてみたいというふうに思います。

○副議長（高田修治君） 片山博雅君。

○16番（片山博雅君） 今、自衛隊が災害派遣用ということで、これは被災者も含めまして、公衆便所がないというときに、焼却用の装置が付いた移動式のトイレカーというのを持ってるんですね。しかし、またそれは高いんじゃないかと思いますが、移動、そういう方法もあるし、今言いましたように、簡易トイレというのがあるんですが、やはり早急に対応していただきたいと思っております。次にですね、飲料水についてです。

飲料水不適地域住民の強い要望である上水道区域外の拡張が未だに解決もしなく10年以上が…。

時の水道課長は第二次水道拡張工事が終わるまでと言っておりますが、平成15年に第二次水道拡張事業はもう終わっている。平成今20年ですから。そういう兼ね合いで、私は町民皆水道ということで、平成6年6月議会から平成20年3月議会の一般質問で19回質問をしております。今日で20回。

ただ、答えがですね、水道課長が、う〜んというように、なかなか方向が定まらないということで、これをまとめると、まず水がない、金がない、第二次水道拡張事業が終わるまでということですときてるのも事実であります。

そして、第二次水道工事が終わる頃になってくるとですね、いろんな問題があるけれども、上水道拡張はやはり町としてはせにやいかんというようなことを言ってるんですが、この長期の目標ということがなかなか決まらないというのも事実でありまして、特に3月議会ですとね、19年12月議会での時の水道課長、今おられるんですが、加入率が100%近くなければ上水道拡張はできないというすばらしい発言をされたんですが、この根拠等についてお伺いをします。

○副議長（高田修治君） 佐藤水道課長。

○水道課長（佐藤健一君） 加入率のですね、3月議会に私が答弁の中で100%というのは、水道会計は独立採算制でありますので、水道料金で企業を養ってるわけですから、例えば10人おって、5人ではやっぱり事業的に運営がやっていけないということで、かなりの100%近いという数字を答弁の中でお答えしたところであります。

○副議長（高田修治君） 片山博雅君。

○16番（片山博雅君） ということは、100%の地域が希望すれば上水道は拡張できるというふうになるんですか、今の答弁では。そうですね、そうですよ、今の答弁でいったら。だから水も金もある

んです。そういうふうには私は理解するんですが、小林町長はこういうまとめをしてるんです。

この19回の一般質問のまとめですね、まとめというわけじゃないけど、八幡も大隈もいろいろな地域が今引いてないですね、上水道の普及率は44%、間違いありませんね、上水道。その中で、全ての地域の簡水もしくは上水の確保、区域の変更と申しますが、それを想定してそのための準備でおっしゃるポイントポイントでそういう答弁をしてると適当に、ということを書いてるんです、議事録に載ってるんですよ。その方向には変化がないというのはですね、もう造らないというふうには私はこれ解釈したんですね、解釈を。この議事録は間違いないんです。後で見せます。

こういうふうに言ったときですね、やはり上水道が来てない地域というのは玖珠町はあちらこちらあるんです。特に来てないところに限ってまた水質が悪いんですよ。

北海道の上川町というところがあるんですが、これは人口7,800、この地域はですね、北海道で唯一上水道、簡易水道もないところらしいんです。これは十勝岳連峰の地下水を汲み上げてやってるということですね。何でこれ知ったかということは、日曜日に筑紫哲也さんの追悼式があったときに、その上川町から町長と議長が来ておりまして、ちょっと話したときそういう話が出たんですよ。よそのことよりも玖珠町は上水道普及率が少ないということで、いろいろ質問の答弁では、もう95%で水道普及率ということですが、水道普及率というのはどういうことを基準にいうんでしょうか、お聞きします。

○副議長（高田修治君） 佐藤水道課長。

○水道課長（佐藤健一君） 水道普及率は、例えば人口に対して給水者のですね、それを割った数でありますので、例えば玖珠の人口で給水人口、それが普及率になります。それと例えば都会の方だったら、もうかなりのですね、都会の方になると97%ぐらいの普及率になりますので、そういうところは施設が、人口が、家が集中してるとかそういう面ですから、かなりの普及率であります。玖珠町の場合は約60何%であります。そういう普及率についてはですね、そういう考えであります。

○副議長（高田修治君） 片山博雅君。

○16番（片山博雅君） 玖珠町の水道普及率は70いってないんですね。69ぐらいですか。これは人口分の上水道、簡易水道、給水施設、そして小規模飲料水をやったやつですね、それから出ていくんですが、その非常に普及率がまだ悪いわけです。そして、今言ったように、私はいつも小林町長とも言いあいっこしたんですが、独立採算制ということがですね、よく出るんです。水道課長、独立採算制。独立採算制というのは、上水を買って、そのお金でね、維持管理、そして維持管理と職員の給料を払って、あといろいろ債権等の利子を払ったり、この3つが基準になってくると思っております。

ただ、これをですね、するためには、上水道を拡張して給水人口を増やす必要があるんじゃないか。今、陣ヶ台が1万人だったのを、内帆足水系もできましたですね今度、水源地が、第二次水道拡張24億かけてます確か。この内帆足の給水場の人口はどのぐらいの対応をするために造ったものか、そこだけをお聞きします。

○副議長（高田修治君） 佐藤水道課長。

○水道課長（佐藤健一君） ちょっと内帆足水系で養う人口について、ちょっとあとでご報告します。

○副議長（高田修治君） 片山博雅君。

○16番（片山博雅君） 私のまだ調査がはっきりしてないんですが、陣ヶ台の水源で使って今まで1万人に給水してたんですね、今、9,800ぐらいでやってるんじゃないかと思います。それと内帆足水系、北山田簡水等を含めれば、ゆうに人口に匹敵する水量があるんですよ、私の計算ではですよ。

ところが、玖珠町の上水道の一日の1人使用量は560リッターを上限にしていますね。ところが昨年ですか、360ですよ、一日1人が使う量。そうすると水は余るような形になるんです。これは私の計算ですよ。

そして、今度は水は余るんだから当然拡張しなきゃいかんじゃないかという、課長は、独立採算制ということで金がないと、運営するのに時間がかかるんじゃないかとおっしゃっておいりましたですね。これは決算のときにですね、町の監査委員が厳しく指摘してるんです。どういうことかという、ですね、「独立採算制が原則の企業会計において、水道料金を財源としており、これからも企業債借入金の償還に伴い、利息及び償還額も年々増加し、水道事業会計を圧迫することが予測される。料金改定の見直しも必要と思われます。」と、こういうことを書いておるんですが、それにですね、「使用水量の増加によるものにて配水管網の整備を完了し、区域外未普及地域への管網整備が進めば、新規加入申込の増加に伴い、水道料金の増収が見込まれます。」と、こう監査委員が書いてるんです。毎年書いてる、決算のときに。

こういうものを踏まえたときにですね、これはもう監査委員の忙しい中で監査したのを無視していつとるといふふうに考えるんですが、その答えをお願いします。

○副議長（高田修治君） 佐藤水道課長。

○水道課長（佐藤健一君） 監査委員の考えと、上水道になぜできないかという一つの話があります。

これはですね、3月の議会で答弁をされましたけど、昨年19年の6月に厚生省より、簡易水道施設整備国庫補助事業の簡易水道事業総合計画の策定を行わなければ、事業並びに補助金は国の方からできないと。それが1つのネックになっています。その点について、それは、事業計画は平成21年に計画して平成28年に実施するということが一つの国の方からそういう通達もあったからですね、それを計画を立てないと拡張もできないということで、ひとつの、できない。ですから、水道課としてはこういう統合計画等をしないと、これから、今ある施設そういうところの維持管理もできないということで、統合計画を策定に向けてこれから努力していきたいと思っています。

さっきの何ですか、そういう上水道のひとつできないという一つの根拠であります。

○副議長（高田修治君） 片山博雅君。

○16番（片山博雅君） 課長、これはですね、平成13年の水道法が改正になったんですね、これは平成14年4月施行になっております。そういうことで、課長が言いたいのは、上水道を拡張するためには水道料金、簡水等を含めて、皆一律料金にしろということをはっきり言えば簡単じゃないですか。難しいことを言うからわからないんです、皆、そうでしょう。いや、そうなんですよ、間違いな

いでしょう。

もう1回言いましょうか、課長が言うように、水道ね、上水道区域を拡張すると、条件は国からの通達があつて、上水道料金並みに簡水も給水もね、給水施設等も払いなさいということなんですね。それは間違いないですね、そのとおりなんですよ、

ところがですね、町の補助、国の補助で造った給水施設、これは当然値上がりしても仕方がないことなんですよ。今、水道未普及地域でもう溺れている人たちをなんで救わないかということになってくると思います。だから水差別だといわれても仕方ないと思います。

これはですね、綾垣の方がですね、ひとつこういう手紙を自治委員が出してるんですよ。これは1回、前読みました。「町水道の早期実現について」、もう簡単に、「平成17年に完成した第二次水道拡張が未だに八幡地区に拡張ができない。給水区域の新たな拡張を行おうとするときに、現在の水道施設の大幅見直し、区域の拡張や浄水場拡張や検討が必要となることから、一部の地域だけを拡張するのではなく、上水道区域全体を再検討しなければならない」ということで、小林町長から自治区の方にこれが手紙が来とるんですね。これをまた手紙の回答をということで、「今回、自治区で抱える問題、町政に対する要望、アイディアを寄せていただいて、自治区からの手紙に町政の各分野にわたる貴重なご意見、ご要望をいただきありがとうございました。（裏面、先ほど言った）貴重なご意見として今後の町政に反映できるよう十分に検討させていただきます。」と、町長の職印を捺したやつがきてるんですね、ある地区に。ところがこれは正解じゃないんですよ。いつ頃拡張するとかいうことが、これはですね、やはりやるべきじゃないかと思っております。

だから町報のですね、町報、これは2006年町報、この中で水道のPRしてるんですね、「第48回水道週間スローガン“安全とおいしさどっぷり水道水”」ということで、この中でですね、井戸水などの衛生管理というのは、各人が水質検査とか周りの環境をよくして飲みなさいと書いてるんですよ。ところが県が出した「大分県保健環境部薬務生活衛生課」というのは、どうぞ悪いところは上水道に変えてくださいと書いとるんですよ。だから町のことを全然聞かなくて書いたんでしょうね、県の方に苦情せにゃいかん。

こういう流れがあつてですね、ところがあるところは、たばこを作ってるところは、もう毎回毎回農薬撒くんですね、そしたら草はほとんど生えない。その上水道の地下水大丈夫だろうかということで、地下水は地震と地殻の変動によって変わりますとこう書いてる本が殆どなんです。それで綾垣地区で私が今住むところあたりは、昔は豆腐屋さんがあった。豆腐屋さんは、水がよくないと豆腐屋はできなかったんですね。ところがあそこ、何というんだ、いろいろな水田の拡張等によって地質が変化して、長年過ぎてから水が悪くなったとこういうことになっております。そこ辺も含めてですね、これ因果関係をずっとやったら困るんですが、町としてですね、まず独立採算制ということになると、一番占めてるのは何と思います、人件費ですよ、人件費、人件費ですよ、それと維持管理費、それと先ほど言った償還の返済。人件費が30%、今ね、前は35%ありました、あとは35%、これを減らしていくためには民営化するのが一番早いんじゃないかと思って勉強しました。

その民営化がですね、例えば岩手県の軽前町というところなんかは殆どもう民営化の方に移行すると、平成21年からすると。お隣の日田市行財政改革推進計画というのがありましてですね、これもらったんですが、まず日田の方は、水道使用料金プラス下水道使用料金ということで、3,500円の水道料を使ったら3,500円の下水道使用料を払うということで、使用量がものすごく減ってるそうです。どのくらいだと思いますか。一日1人が279リッター。はるかに少ないですね。玖珠の560リッターの半分ですかね、こういうふうに上水使用量を制限してるとそういうのがあって、この基本料金というのは10トンで1,380円、10トンで1,380円。そして1トン増すごとに166円、玖珠の場合は10トンで1,246円、安いんです。

そういうふうと考えていったときに、北山田簡水なんかは一日1人使う量が309なんです、19年で。ところがこの町の人たちは多いですよ、360ですから。そういうのを踏まえたときに、金がないというならば、ちょっと職員数を減らし、もっと安い人を雇うということで、日田の場合がですね、平成21年から簡水にしているんですが、水道料金の徴収、それから夜間施設の管理、夜警というんですね、そういう人たちはもう全部民営化にしていって、どんどんその方向にもっていってるということが一つの参考であります。

そして、課長にお聞きしたいのは、18年第1回定例会の町政執行の基本的な考え方と予算編成方針という中で、18年度予算編成の中に八幡地区水源地調査費として100万が計上されましたが、3箇所は確か水源調査してと思います。その後どうなっているのかお聞きします。

○副議長（高田修治君） 佐藤水道課長。

○水道課長（佐藤健一君） 100万円の分はですね、電気探査をした、水源があるかないかというその3箇所の分であります。

それと、先ほどの給水状況であります、内帆足の人数は、約33%で2,897人で、陣ヶ台が67%で6,155人、現在の19年度の実績が9,052人です。

以上であります。

○副議長（高田修治君） 片山博雅君。

○16番（片山博雅君） まず第1に水道課長にお伺いしたいのは、八幡地区で探査しましたね、3箇所、それがその後どうなってるのか。18年ですよ、もう20年。ただただけなのか、どこかに絞ってね、給水施設をするために、簡水を造るためにどうするのかというのが原因で探査したんでしょう。その後どうなってるか、それをまず聞きたいんです。

○副議長（高田修治君） 佐藤水道課長。

○水道課長（佐藤健一君） 電気探査したのは、とにかくこれから事業をもしやる場合、水源、さっき内帆足からとか水をやるんじゃなくて、新しい水源を設けるためには、地域に3箇所ぐらい、太田、山下、綾垣、その3箇所を電気探査しております。

ですから、その地域の地下に水があるのかないのか、水質については、片山議員言われると思いますけど、今後したときに、探査して、いいか悪いか、それとか、町がやる場合は、掘削を先にやると

かそういう面もですね、事業、もし事業をやる場合。けど、今のこの電気探査したのは水があるかな
いかという調査であります。

電気探査によって水があったということでもあります。

○副議長（高田修治君） 片山博雅君。

○16番（片山博雅君） もう1回確認します。これは小林町長も答弁してるんですよ3月議会で。こ
のように申しております。私が、100万使って検査したんだろうということを言ったらですね、「18
年の100万円の調査費につきましては、いわゆる八幡地区に簡易水道を設けることを前提として、そ
の水源確保のために電気探査調査をした経費であります。山下、綾垣、太田の3箇所地下300メー
トルの地点で電気探査をした。」ということですね。

今、課長の説明では、3箇所とも300メートルの地点でいい水があったというふうに理解してい
いんでしょうか。皆同じように。そこを確認します。

○副議長（高田修治君） 佐藤水道課長。

○水道課長（佐藤健一君） 先ほど水があったということで、いい水というかですね、水質については
実際に試掘とかそういう点をやってみて、事業をやる場合に、ですから今の現状の水はあるとい
うことです。

○副議長（高田修治君） 片山博雅君。

○16番（片山博雅君） 水はあるということですが、まだ試掘して水質検査をしてないというふう
に考えたらいいんでしょうか。これを早くしないとまた日が暮れますね。

それとですね、これずっと書いてみたんですが、要は水が来ない地域というのはもう限定されてお
ります。特に大隈地域も非常に不自由してるんですよ。ここに大隈の議員がおりますので、また次
の議会で水道についてまた質問があるのではないかと考えております。

そういう中でですね、これをずっとしてると、確かに水がない、水は余ったんですね、答えでは。
金がない、金も余るんですね、うまく使えば。それで、一般会計からかなりこれから繰り入れますよ
ね、うん千万ぐらいずっと。独立採算制だけの運用はできないと思います。できますか。だからそこ
辺を考えたときに、国も民営化増進ということをやっているんですよ。それでいろいろ資料を取り
寄せたところですね、「上水道の民営化に向けて」ということで、やはりやるべきだということがあ
ってですね、その先進地としては欧米が先進地ということで、下水道・上水道は全部殆ど民営でや
つてということでもあります。民営でやることによって、いろいろ先ほど課長が言いましたようにね、上
水道と一律にするということもなくなるんじゃないかと思っておりますが、やっぱりそういうお情け
心が遅れている八幡、大隈、その他の人たちを救えるということで、本当に上水道区域だけの仲良し
グループの上水道じゃないかと思いますが、そこ辺をお伺いします。

○副議長（高田修治君） 佐藤水道課長。

○水道課長（佐藤健一君） 今、議員の言われるとおり、ずっと前から、上水道の区域の拡張につ
いては大隈、それから八幡ですね、それから小田の辺も、そういう点についても一緒に、考える際は

緒に取り組みをとということで、そういう前回、ずっと以前も課長の段階でお答えしておりますので、その点についても、私の方も、勿論、今、片山議員が特に八幡地区についてということでありますが、全体的な面を、ほかの地域の面についても一緒に考えていかなければならないと。もし事業をやる場合、そういうことであります。

○副議長（高田修治君） 片山博雅君。

○16番（片山博雅君） この平成6年の6月議会から今日まで20回一般質問をして、殆ど効果がないんですね、効果ないんです。玖珠町の水道行政は何してるんだというふうに問われても仕方ないと思っております。

その中で、担当課長等の交代に伴う永久申し送り簿というのがあるんじゃないかと思いますが、新しく課長になられた方ちょっと胸に手をあててみてもらいたいと思います。質問はしません。

そこでですね、私が言いたいのは、今度新しく後藤町長が、昔は小林町長は水道行政の殿といっておりましたが、その殿に代わるのがまた後藤町長になったんですが、今の水道課長とのやり取りを含めまして、これから上水道拡張等についてのご意見をお聞きしたいと思います。

○副議長（高田修治君） 後藤町長。

○町長（後藤威彦君） この問題につきましてはもう大変難しい問題をはらんでいると思っております。これからは、国とか県にももう少し専門的な方の要請をして、どうするのが玖珠町の上水道をどうするのが一番いいのか、最小の経費で最大の効果を上げるにはどうすればいいか、そういうことも含めて検討したいと思っております。こういう話があったところで、県の役の方にも、担当の一番詳しい方を玖珠にお招きして、その中でいろんなシミュレーションをしていただいて、どういう形をとるのが一番いいかなと、そういうことを考えてみたいと思います。

ただ、前向きにということをお願いんですが、勿論財政的な面、そういうまた状況、水の量の問題、そういうこともいろんな問題があると思いますので、とにかく真摯に取り組みだけはさせていただきますので、ご了解を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

○副議長（高田修治君） 片山博雅君。

○16番（片山博雅君） 今、食の安全というのが問われております、世界的に。特に中国製のギョウザとか、野菜とか、何とかかんとかというふうになると、非常に我が玖珠町でも中国の物は買わないぞというような人もおられるので、それと並行してですね、食の安全・安心ということは食の中に水も入るんですね。どこかのハム屋さんですかね、地下水で汲み上げてた水の中に変なものが入っちゃって、全部回収して大赤字になったということもあります。

それで、足を静かに前に進むんじゃなくて、町長に駆け足で解決できることを望んで、今日の質問を終わります。

○副議長（高田修治君） 16番片山博雅議員の質問を終わります。

ここで議長を交代いたしますので、暫くお待ちください。

休憩いたします。暫くお待ちください。

午後 2 時 31 分 休憩

△

午後 2 時 32 分 再開

○議長（片山博雅君） 議長を交代しました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会します。

なお、明日 10 日は引き続き一般質問を行います。

ご協力ありがとうございました。

午後 2 時 32 分 散会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 20 年 12 月 9 日

玖 珠 町 議 会 議 長

玖 珠 町 議 会 副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員